

鳥取県立布勢総合運動公園指定管理者募集要項

鳥取県立布勢総合運動公園の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、令和6年4月1日から施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を次のとおり募集する。

1 施設の概要

名 称	鳥取県立布勢総合運動公園（以下「布勢公園」という。）
所 在 地	鳥取市布勢146-1
設置目的	広域の総合運動公園として、高度な施設機能を確保の上、県民のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図る中核的施設の役割を果たすことにより、県民の心身の健康増進を図ることを目的とする。
敷地面積	52.4ヘクタール
開 園	昭和59年5月
主な施設内容	陸上競技場、補助競技場、野球場、球技場、県民体育館、テニスコート、多目的広場、投てき場、遊具広場、駐車場ほか（別添「公園施設概要一覧」参照） ※県が都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の設置管理許可及び同法第6条の占用許可並びに行政財産使用許可等をしている部分を除く。（別添「許可施設一覧」参照）

2 指定管理者が行う業務

(1) 業務の内容

指定管理者は、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行うこと。

ア 布勢公園の施設設備の維持管理に関する業務

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号。以下「都市公園条例」という。）に基づく布勢公園の施設設備の維持管理に関する業務（施設の清掃、保安警備、保守管理及び修繕等）。

イ 布勢公園の利用許可、行為許可、占用許可、施設利用料金の徴収等に関する業務

都市公園条例に基づく施設等の利用の許可、行為の許可、都市公園法に基づく占用の許可の一部、適正な管理に必要な利用者への措置命令、施設からの退去命令、利用料金の徴収及び利用料金の減免に関する業務。

ウ スポーツ・レクリエーション振興に関する業務

施設設備等の利用指導、競技スポーツの振興、生涯スポーツやレクリエーション等の活動の普及推進、障がい者スポーツの普及振興に関する業務。

エ その他布勢公園の管理運営に必要な業務

利用者の受付及び案内、附属設備及び備品の貸出、利用指導及び利用者へのサービス提供（自動販売機による物品の販売を含む。）並びに施設の利用促進に関する業務。

(2) 管理の基準（業務運営の基本的事項）

指定管理者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき、布勢公園の適切な管理運営を行うこと。

ア 基本方針

(ア) 公の施設であることを念頭に置いて、公平な利用を確保しながら管理運営を行うこととし、正当な理由なくして特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

(イ) 利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、又各施設の機能が最大限に発揮されるように適正な維持管理を行うとともに、効率的な運営による経費の節減に努めること。

(ウ) 県の競技スポーツの振興を図る中核的施設として、高度な施設機能を確保の上、全県及び全国規模等の競技大会等が円滑に開催できるよう適切な管理運営を行うとともに、全国規模の大会の招致や競技力向上及び競技者育成の促進に努めること。

(エ) 県民の生涯スポーツやレクリエーション活動の振興を図るため、大会、イベントの開催に配慮するとともに、布勢公園の多様な施設を活用した各種講習会、体験学習会等を開催し、県民の健康増進に努めること。

(オ) 利用者の声を事業計画書に反映させるとともに、管理運営にあたり常に利用者の要望の把握に努めながら利用者の満足度を高めていくこと。また、公園の各種施設や自然環境の紹介に努め、公園利用の促進を図ること。

(カ) 法令等の遵守

- a 都市公園法（昭和31年法律第79号）、同法施行令（昭和31年政令第290号）、同法施行規則（昭和31年建設省令第30号）
- b 鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）、規則（昭和54年鳥取県規則第60号）
- c 地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）
- d 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定手続条例」という。）
- e 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- f 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- g 消防法（昭和23年法律第186号）
- h 浄化槽法（昭和58年法律第43号）
- i 水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）
- j 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第119号）、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）、同条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号）
- k 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）、同条例施行規則（平成12年鳥取県規則第8号）
- l 鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）
- m その他施設の維持管理及び運営で関係のある法令

(キ) 県と密接に連携を図りながら、管理運営を行うこと。

イ 基本的事項

(ア) 鳥取県都市公園条例上の有料公園施設の設定

布勢公園の有料公園施設は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。なお、有料公園施設は、(イ)に掲げる現行の有料公園施設を標準として設定すること。

(イ) 有料公園施設の利用時間及び休園日

- a 有料公園施設の利用時間及び休園日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。ただし、とっとり県民の日（9月12日）及び9月の第2土曜日及びその翌日は、休園日としてはならない。また、利用時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まないものであること。
- b 知事から指示があった場合には、指定管理者は、利用時間及び休園日を臨時に変更することができる。
- c 有料公園施設以外の公園部分は、原則として常時開放すること。なお、適正な公園管理のためやむを得ず一部の施設の利用時間等を制限する場合は、あらかじめ県に報告すること。

【現行の有料公園施設の利用時間及び休園日】

有料公園施設	利用時間	休園日
テニス場（夜間照明のないテニスコートに限る）、補助競技場、多目的広場、投てき場	午前9時から午後5時（4月1日から9月30日までの間にあつては、午後7時）まで	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
陸上競技場、野球場、球技場、テニス場（夜間照明のないテニスコートを除く）	午前9時から午後9時まで	
鳥取県民体育館	午前9時から午後10時まで	・1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日 ・毎月第3火曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日をいう。）に当たるときは、その直後の休日でない日）

(ウ) 有料公園施設の利用の許可・取消し

【利用の許可】

都市公園条例第8条第3項の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き、利用の許可を行うこと。なお、管理上必要があると認めるときは、利用の許可に条件を付すること。

- a 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- b 有料公園施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- c 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- d a から c までに掲げる場合のほか、有料公園施設の管理上支障があるものとして、規則で定める場合に該当するとき。

なお、指定管理者は、c に該当する利用でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

【利用許可の取消し】

都市公園条例第11条の規定に基づき、利用の許可を受けた者が次のいずれかに該当すると認められるときには、利用許可を取り消すことができること。

- a 都市公園条例若しくは都市公園条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- b (カ)のa 又はbの命令に従わないとき。
- c 利用許可の条件に違反したとき。
- d 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- e a から d までに掲げる場合のほか、布勢公園の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(エ) 公園施設における行為許可・取消し等

【行為の許可】

都市公園条例第7条第1項各号に掲げる次の行為の許可を行うこと。また、許可にあたっては、県が別途作成するマニュアルに沿って行うこと。（行為の許可は、令和5年度末までは県が行っているが、都市公園条例の改正により、令和6年4月以降は、指定管理者が行うこととする。令和5年度末までに県が行った行為許可のうち、許可期間の終期が令和6年4月以降のものは、指定管理者が許可したものとみなす。）

- a 物品の販売その他の営業を行うこと。
- b 物品を頒布すること。
- c 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- d 集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

なお、次のいずれかに該当する場合は、許可をしないことができる。また、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

- e 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- f 都市公園を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- g 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

【行為許可の取消し等】

都市公園条例第17条第1項の規定に基づき、行為の許可を受けた者が次のいずれかに該当すると認められるときには、行為許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができること。

- a 都市公園条例若しくは都市公園条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- b 行為許可の条件に違反したとき。
- c 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。
- d (カ)のa 又はbの命令に従わないとき。

また、都市公園条例第17条第2項の規定に基づき、行為の許可を受けた者が次のいずれかに該当すると認められるときには、上記と同様に、行為許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができること。

- e 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- f 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき。
- g e及びfに掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(オ) 公園施設における占用許可・取消し等

都市公園法第6条第1項の規定に基づき、指定管理者以外の者が布勢公園の設置目的の範囲内で行う都市公園法第7条第1項第6号に規定する定型的な仮設工作物の設置に対して占用の許可を行うこと。

なお、許可にあたっては、県が別途作成するマニュアルに沿って行うこと。(当該占用許可は、現在、県が行っているが、令和6年4月以降は、指定管理者が行うこととする。令和5年度中に県が行った許可のうち、許可期間の終期が令和6年4月以降のものは、指定管理者が許可したものとみなす。)

また、占用許可は、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものに限る。

(カ) 措置命令等

都市公園条例第10条第1項から第3項までの規定に基づき、次に掲げる措置命令等を行うことができること。

- a 布勢公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、布勢公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。
- b 都市公園条例の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、布勢公園への入園を拒み、又は布勢公園からの退去を命ずることができる。
- c 都市公園法に規定する知事の許可を受けて布勢公園を利用する者がaの命令に従わないときは、知事に当該許可の取消しその他の処分を求めることができる。

(キ) 利用料金

有料公園施設等の利用に係る利用料金は、別添の鳥取県立布勢総合運動公園基準利用料金表の料金を標準として、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。

この場合において、知事が承認する利用料金の額は、原則として、募集時に提出された事業計画書のとおりとし、指定期間中に利用料金をこれより高く設定することは認めない。ただし、新たなサービスの付加や料金区分の新設、法令の改正、物価高騰への対応等により、利用料金を設定又は改定する場合は、この限りでない。

(ク) 利用料金の減免等

指定管理者は、利用料金を減免する場合には、その旨規定した減免に関する基準を作成し、あらかじめ知事の承認を得ること。この場合において、別添の都市公園減免事項に掲げるものについては必ず減免するものとし、その減免率は、現行の減免率を標準とすること。

(ケ) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項2号において準用する同条第1項の規定及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、布勢公園の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならないこと。

(コ) 情報の公開

指定管理者は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号。以下「情報公開条例」という。)の規定を遵守し、布勢公園の管理に関して保有する情報の公開に関する事務を適切に行うこと。

(サ) 許可等の手続

指定管理者が利用者に対して行う許可、その他の処分、県民からの依頼に対する対応等には、鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号。以下「行政手続条例」という。)の規定が適用されるので、利用の許可等(申請に対する処分)を行うための審査基準及び監督処分等(不利益処分)を行うための処分基準並びに許可等を行うまでに通常要すべき標準的な期間(標準処理期間)を定める等、行政手続条例に則った手続を行うこと。

なお、行政手続条例に規定する行政指導については指定管理者に直接適用はないが、指定管理者は、規定の趣旨に則って適切に対応すること。

(3) 留意事項

ア 指定管理者が行う業務内容の詳細については、鳥取県立布勢総合運動公園管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によること。

イ 指定管理者が行う管理業務を一括して他の者に委託することはできない。ただし、管理業務のうち、清掃、警備、植栽管理等一部の業務を専門の事業者へ委託することができる。なお、委託しようとする場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

また、委託する場合には、指定管理者は、受託者の業務の実施日、実施場所、実施内容等布勢公園の管理に必要な事項を把握し、必要に応じて適切な指示を行うこと。

ウ 県内需要の拡大、県内業者の活用が求められる中、指定管理者は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、管理業務の実施に当たっては県内事業者への発注に努めること。なお、特に委託、工事請負については原則県内事業者へ発注しなければならないが、やむを得ず県外事業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議すること。

また、発注先の事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与え、又は経営幹部が暴力団員と密接な交際をするなどの事実がある法人等）でないこと。

なお、指定管理者は、発注先として選定しようとする業者が暴力団等でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

エ 施設に係る県の許認可事務

県以外の者が、公園施設を設置又は管理する場合、また、工作物を設置等する場合（指定管理者が許可を行う都市公園法第7条第1項第6号に規定する「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物」のうち、布勢公園の設置目的の範囲内で設けられる仮設工作物を設置する場合を除く。）、公園施設の設置管理許可（都市公園法第5条）又は占用許可（同法第6条）が必要であり、これらの許可は引き続き県が行う。指定管理者は、これらの許可について問い合わせ等があった場合は、県に引き継ぐこと。

なお、県が許可を行うに当たっては、指定管理者に事前に連絡し、必要な調整等を行うこととする。

オ 指定管理者は公園の利用促進のため、県の承認を受けて、自ら利用料金以外の料金を徴収する事業（以下「自主事業」という。）を実施できる。なお、自主事業を実施しようとする場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。ただし、自主事業の内容が都市公園にふさわしくないもの又は公序良俗に反するものである場合は、承認しない。

なお、指定管理者が県の承認を受けて実施する自主事業については、都市公園条例に基づく県の許可は要しないが、適宜、都市公園法に基づく許可を必要とする。

カ 指定期間中に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案の内容に応じ、県が施設の改修を行うことがあること。

キ 指定期間中、県において施設の一部を修繕し、又は改修する必要がある場合においては、県は指定管理者と実施時期等を協議することとなるので、指定管理者は県が行う修繕又は改修の実施に協力すること。

ク 指定管理者の職員及びその業務の一部の再委託を受けた者の職員が、やむを得ず通勤のために施設内駐車場等を使用する場合は、あらかじめ指定管理者が県から都市公園法第5条の設置管理許可を受け、その使用料を県に納入する必要があること。

ケ 指定管理者は、利用者の利便性や適切な施設運営に配慮しつつ、冷暖房等において省エネルギーに努め、管理運営上使用する文具等についても、可能な限り再生原料を使用した製品を利用するなど、省資源に努めること。また、植栽の剪定木等は、チップ化するなど再利用に努めること。

コ 布勢公園の愛称に係る施設命名権（以下「ネーミングライツ」という。）については、令和3年4月1日から令和6年3月31までの契約期間で県、ヤマタホールディングス株式会社及び公益財団法人鳥取県スポーツ協会との間で契約を締結し、その愛称等の定着、周知、普及に努めているところだが、この契約期間満了後、当該ネーミングライツが継続され、又は新たなネーミングライツが導入されたときも同様に愛称等の定着、周知、普及に協力すること。

サ 指定管理者は、指定管理の施設、設備等に関する事故が発生したときは、具体的な被害の発生の有無に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに県への報告及び公表を行うこと。

(ア) 来場者及び従業員の身体、生命に被害を生じさせる可能性があるものである場合

(イ) 施設の運営・管理に大きな影響が生じる場合（主要施設を利用中止又は制限する場合など）

3 指定期間

指定管理者の指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、16の(1)又は(2)により適正な施設管理の継続が困難と認められるときは、当該指定期間の途中においても指定を取り消すことがある。

4 指定管理料及び利用料金の取扱い等

(1) 指定管理料の支払

県は、布勢公園の管理運営に必要な経費として指定管理料を支払う。

指定期間中（5年間）の指定管理料の総額は1,273,582,000円（うち消費税額及び地方消費税の額115,780,181円）を上限として募集時に指定管理者から提出された事業計画書の金額を基に別途協定で定める額とする。各年度の支払額は、協定で定める指定期間中の総額を指定期間の年数で除して得た額を原則とする。法令改正により消費税率が変更になった場合には、原則として県は新たな税率で指定管理料を再算定し、指定管理料額を変更する。

なお、上記の指定管理料総額には施設の維持管理に係る燃料・光熱費は含まれない。令和6年度以降の燃料・光熱費は、今後の物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。（平成30年募集時の燃料・光熱費相当額42,824,000円に毎年度当初に設定した率を乗じて積算する予定。）

また、指定管理料の支払は、原則四半期ごとに年間の支払計画に基づき行う。

(2) 利用料金の取扱い

布勢公園の施設・設備の利用に係る料金収入、自動販売機の設置等の利用者へのサービス提供に伴う収入その他の収入（以下「利用料金等」という。）は、指定管理者が自らの収入として収受する。

なお、協定に定める指定管理料の額及び利用料金等の額の総額が指定管理者の業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県は、その差額を補てんしない。

5 県及び指定管理者の責任の分担

県及び指定管理者の責任は、原則として、次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の責任欄に○印の付いた者が負うものとする。なお、その詳細は、県と指定管理者とが締結する協定で定める。

項 目		責 任	
		県	指定管理者
物価の変動	人件費等物価変動に伴う管理経費の増		○
	急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動	協議事項	
金利の変動	金利の変動に伴う管理経費の増		○
関連法制度の改正	施設等の設置基準の変更に伴う施設等の新築又は改良	○	
	施設等の管理基準の変更に伴う管理経費の増	協議事項	
	上記以外のもの		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的現象）に伴う施設等の損壊等により、管理業務が実施できないことによる利用料金収入の減	協議事項	
施設、設備及び備品 （以下「施設等」という。）の損傷	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	

施設等の利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の改良・修繕	施設等に係る修繕（発注1件当たり250万円未満のものに限る。）		○
	施設の構造及び設備の改良並びに施設等に係る修繕（発注1件当たり250万円以上のものに限る。）	○	
備品の購入	施設等の管理の観点から、県が指定管理者に貸与する備品の更新及び県が必要と認める備品（ただし、指定管理料等による購入を県が指示又は承認した備品の購入を除く。）	○	
	その他の備品		○
火災保険（建物）の加入		○	
上記以外の管理業務に要する経費の負担			○
包括的管理責任		○	

- ※ 協議事項については、事案の原因ごとに判断する。ただし、第1次責任は、指定管理者が有するものであること。
- ※ 修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- ※ 発注1件とは、修繕の内容、要因、実施時期などを勘案し、同一業種の業者に発注するものをいう。
- ※ 備品とは、性質、形状を変えることなく、長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が10万円以上のものをいう。

6 応募資格等

(1) 応募資格

布勢公園の指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。なお、ア、オからケまで及びシについては、応募後であってもその要件を満たさなくなったときは、指定管理者に係る資格を失うものとする。

ア 鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

イ 12の(3)の面接審査の日の前日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

ウ 12の(3)の面接審査の日の前日において、本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。

エ 募集の受付期間の最終日から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。

カ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次の(ア)から(カ)までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。

(ア) 暴力団員を経営幹部とすること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

- (ウ) 暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。
- (エ) 暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に管理業務を再委託すること。
- (オ) 暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。
- (カ) 経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。

ク 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。

ケ 鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が、社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等でないこと。

コ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本県から指定管理者の指定を取り消され、又は指定管理候補者の選定を辞退した法人等（以下「指定取消法人等」という。）にあっては、本件公募に応募した日において、当該取消し又は辞退の日から起算して3年を経過していること。

サ 布勢公園に係る指定取消法人等にあっては、本件公募に応募した日において、当該取消し又は辞退に係る公の施設の管理に関する条例に定める指定管理者の管理の期間の満了後2回の指定期間を経過していること。

シ コ及びサの要件を満たさない指定取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等でないこと。

(2) 複数の法人等による応募

布勢公園のサービスの向上又は管理業務の効率的実施を図る上で必要である場合には、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができること。この場合においては、次の事項に留意すること。

ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。

イ グループの構成団体は管理業務に関し、連帯して責任を負うこととし、管理業務に係る各団体の役割及び経費に関する割合等を、別途協定で定めること。

ウ 単独で応募した法人等は、グループ応募の構成団体となることができないこと。

エ 同時に複数のグループの構成団体になることはできないこと。

オ グループの代表となる法人等及び構成団体のすべてが、(1)に掲げる応募資格のすべてを満たす法人等であること。

カ 11の(3)の応募書類エからサまでは、構成団体ごとに提出すること。

7 募集及び選定等の日程

指定管理者の募集は、次の日程により行う。ただし、面接審査以降の日程は、予定であり、必要に応じて変更する場合がある。この場合において、応募した法人等にはその旨通知を行う。

- (1) 募集要項の配布 令和5年7月3日（月）から同年8月2日（水）まで
- (2) 質問事項の受付 令和5年7月3日（月）から同年8月7日（月）まで
- (3) 現地説明会 令和5年8月4日（金）
- (4) 役員名簿の事前提出 令和5年8月2日（水）
- (5) 募集の受付期間 令和5年7月3日（月）から同年8月17日（木）まで
- (6) 面接審査 令和5年8月下旬を予定
(時間、場所、実施方法等は、応募した法人等に別途通知する。)
- (7) 審査結果の通知 令和5年8月下旬から9月上旬
- (8) 指定管理者の指定 令和5年10月中旬（議会の議決を経て行う。)
- (9) 協定の締結 令和6年3月下旬まで

8 募集要項の配布

募集要項は、令和5年7月3日（月）から同年8月2日（水）までの間に、インターネットの緑豊かな自然課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/midori-shizen/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

(1) 配布期間

令和5年7月3日(月)から同年8月2日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

鳥取県生活環境部緑豊かな自然課緑地公園担当

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220(県庁本庁舎7階)

電話0857-26-7403 ファクシミリ 0857-26-7561

メールアドレス midori-shizen@pref.tottori.lg.jp

9 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

(1) 受付期限

令和5年7月3日(月)から同年8月7日(月)まで

(2) 受付方法

質問票(別紙様式)に記入の上、8の(2)の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

原則として、訪問、電話による質問は受け付けないものとする。

(3) 回答方法

質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、緑豊かな自然課ホームページにも随時掲載する。

10 現地説明会の開催

(1) 日 時 令和5年8月4日(金)午後2時から午後4時まで

(2) 場 所 鳥取市布勢 布勢総合運動公園

(3) 申込方法 現地説明会への参加を希望する旨並びに法人等の名称、代表者名及び参加希望者(各法人等3名まで)を明記の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、令和5年7月31日(月)午後5時15分までに、8の(2)の場所へ申し込むこと。

なお、申込期限までに申し込みがなかった場合は開催しない。

11 応募の手続

(1) 応募書類の受付期間及び時間

令和5年7月3日(月)から同年8月17日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。

ただし、(3)ク 当該法人等の役員名簿については、1部を令和5年8月2日(水)の午後5時15分までに事前提出を行うこと。(申請書提出の際にも再度提出を行うこと。)

(2) 応募書類の提出方法及び提出場所

ア 応募書類は、持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものをいう。以下同じ。)により提出すること。

なお、郵送等による提出は、令和5年8月17日(木)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

イ 応募書類は、8の(2)の場所に提出すること。

(3) 応募書類

次の書類を提出すること。この場合において、応募書類の作成及び提出に要する費用は、すべて申請を行う法人等の負担とする。なお、各書類の説明については、別紙提出書類一覧を参照すること。

ア 指定管理者指定申請書(様式1)

イ 鳥取県立布勢総合運動公園の管理業務に関する事業計画書(様式2-1、様式2-2)

ウ 鳥取県立布勢総合運動公園の管理業務に関する収支計画書(様式3-1、様式3-2)

エ 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

- オ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- キ 当該法人等の概要（布勢公園の管理運営に配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類（様式4）
- ク 当該法人等の役員名簿（氏名にふりがなが付され、かつ、住所・生年月日が記載されたもの）
- ケ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類
- コ 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書（様式5）
- サ 指定申請に係る宣誓書（様式6）
- シ ネーミングライツに係る提案書（任意）（提案がある場合）
- ス グループ協定書の写し（グループ申請の場合のみ）

(4) 応募書類の提出部数

正本1部及び副本6部（副本は、複写可とする。）

(5) 応募に当たっての留意事項

- ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属すること。ただし、県は、必要な場合において、事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができる。
- イ 応募書類その他の提出された書類は、返却しないこと。
- ウ 応募のあった法人等の名称等は、公表すること。
- エ 応募のあった法人等が6（1）キの暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等でないことを確認するため、鳥取県警察本部に照会すること。
- オ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、議案を審査するために県議会に提出することがあること。
- カ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、情報公開条例の規定に基づき開示することがあること。この場合において、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示となるものであること。
- キ 応募書類の提出期限後、応募書類その他提出された書類の再提出又は差替えは、原則として認めないこと。
- ク (3) の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼する場合があること。
- ケ 指定手続条例、都市公園条例、その他関係規定を承知の上で応募すること。

1.2 指定管理者の選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等の委員で構成する生活環境部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）を設置し、選定基準に基づいて各委員が審査した評点の合計点により、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定を行う。

(2) 選定基準

指定管理候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。なお、詳細な採点基準は別添「布勢総合運動公園審査表」のとおりとする。

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。（指定手続条例第5条第1号）	・管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針	なし （必須） ※平等な利用が確保できないと認められる場合は、失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。（指定手続条例第5条第2号）	・管理の基準 有料公園施設の利用時間、休園日、利用料金等の設定内容、大会や行事等の利用調整方法、個人情報保護、情報の公開など	58点

		<ul style="list-style-type: none"> 施設設備の維持及び衛生管理の水準 施設設備の維持管理、芝グラウンドの管理方法、外部委託の考え方や県内事業者への発注方針、環境に配慮した施設運営の取組 など 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 競技スポーツ振興、スポーツ・レクリエーション振興及び施設の利用促進への取組、サービス向上策など 利用者等の要望の把握と対応 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。(指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画及び見積内容 県の指定管理料額の多寡 	12点
4	安定して管理を行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。(指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 法人等の財政基盤、経営基盤 組織及び職員の配置等 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEASの認証、あいサポート企業等の認定等 当該施設の管理運営状況の実績評価 ※申請者が当該施設の現在の指定管理者の場合のみ審査項目とする。 	30点
5	その他 (指定手続条例第5条第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ネーミングライツに係る提案 	2点

(3) 面接審査等

指定管理候補者の選定に当たっては、応募資格等を審査した後、令和5年8月下旬開催予定の審査・運営評価委員会において、11の(3)の書類により面接審査を行う。なお、面接審査の日時、場所、実施方法等は、応募書類を提出した法人等に別途通知する。

(4) 指定管理候補者の選定及び公表

(3)の面接審査の後、審査・運営評価委員会での審査結果を踏まえ、指定管理候補者を選定する。

その審査結果は、応募書類を提出した法人等に書面で通知するとともに、当該法人等の名称、点数等を指定管理候補者に選定しようとする法人等の事業計画書と併せてホームページ等で公表する。

(5) 審査・運営評価委員会の審査結果に対する異議申出

ア 応募者又は指定管理候補者に選定しようとする法人等(以下「応募者等」という。)は、審査・運営評価委員会の審査結果に不服があるときは、審査結果の通知を受け取った日から起算して4日以内に、知事に異議を申し出ることができる。この場合において、当該4日間の計算は、その期間に日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日を含まない。

イ アによる申出(以下「異議申出」という。)は、次の事項を記載した書面により、8の(2)の場所に申し出ること。

(ア) 異議申出をする法人等の名称、住所及び代表者の氏名

(イ) 異議申出の趣旨及び理由

(ウ) 異議申出の年月日

ウ 知事は、異議申出に理由があると認めるときは、これを審査・運営評価委員会の審査に付し、指定管理候補者に選定しようとしていた法人等関係者から意見等を聴取した上で再審査を行い、審査結果を変更した場合は、その再審査結果を応募者等に通知するとともに、ホームページ等で公表する。

なお、再審査結果に対する異議の申出はできない。

(6) 選定対象の除外等

次のいずれかに該当する法人等は、指定管理候補者の選定の対象から除外する。

また、(4)の選定を受けた指定管理候補者が、当該選定後に次のいずれかに該当することとなったときは、当該決定を取り消す。

ア 複数の事業計画書を提出したとき。

イ 審査・運営評価委員会の委員に個別に接触したとき。

ウ 応募書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。

エ 応募書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

オ 応募書類等の提出後に、事業計画の内容を変更したとき。

カ その他不正な行為があったとき。

1.3 ネーミングライツの提案

指定管理者は、応募に併せて鳥取県立布勢総合運動公園に導入されているネーミングライツ命名権者を活用した取組を提案することができる。

(1) 提案概要

既存の命名権者（スポンサー企業）の積極的な活用に係る提案をすることができる。

(2) 提案に係る手続

提案内容を記載した書面を添付すること。（任意様式）

1.4 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、1.2の(4)により選定した指定管理候補者を布勢公園の指定管理者とすることが令和5年9月鳥取県議会で議決された後、行う予定である。

(2) 協定の締結

ア 県及び(1)により指定を受けた指定管理者は、業務内容及び管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、令和6年3月末までに協定を締結するものとする。

イ 協定の内容として予定する項目は、次のとおりである。

(ア) 指定管理者の責務

(イ) 業務範囲に関する事項

(ウ) 利用料金の取り扱いに関する事項

(エ) 県が支払う指定管理料の額及び支払方法等に関する事項

(オ) 事業報告書に関する事項

(カ) 適正な施設管理の継続が困難になった場合の措置等に関する事項

(キ) 責任分担に関する事項

(ク) 個人情報の保護その他の管理上の留意事項

(ケ) その他

(3) 留意事項

ア (1)により指定管理者の指定を受けた者が正当な理由なく(2)の協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、当該指定を取り消すことがある。

イ (1)により指定管理者の指定を受けた者が(2)の協定の締結までの間に次のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

(ア) 資金事情の悪化等により、適正な施設管理を継続することが確実でないとき。

(イ) 著しく社会的信用を損なう行為をしたこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

- ウ (2)により締結した協定について、その締結後、管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、県と(1)の指定を受けた指定管理者が協議の上、当該協定を改定することができる。
- エ 指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、管理業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。なお、指定管理者が職員研修への協力を県に求めるときは、県は教育資材の貸し出し等可能な範囲で支援するものとする。また、申請書において、現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する提案を行っている場合は、引き続き施設の管理運営に従事することを希望する者の雇用に努めなければならない。
- オ 指定管理者は、公の施設の管理を行う者として求められる社会的責任の遂行について十分考慮し、障がい者雇用、高齢者雇用、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達、男女共同参画の推進、環境への配慮、あいサポート運動、SDGsの推進等、県が推進している施策について積極的に取り組むよう努めなければならない。

1.5 実施状況の報告等

(1) 業務報告書

指定管理者は、次に掲げる事項を記載した月次の業務報告書をその翌月の15日(3月分については、その翌月の30日)までに県に提出すること。

- ア 利用者数
- イ 利用料金収入及び減免の実績
- ウ 施設等の維持管理の実施状況
- エ 利用促進策の実施状況
- オ 収支状況
- カ 再委託・工事請負発注の状況
- キ 会計事務に関する指定管理者自身による内部検査結果
- ケ 管理体制
- コ 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況

(2) 事業報告書

ア 指定管理者は、指定手続条例第9条の規定による事業報告書を毎年度終了後30日以内に県に提出すること。

- イ アの報告書には、次に掲げる事項を記載すること。
 - (ア) 管理業務の実施状況及び利用者の利用状況
 - (イ) 管理施設の利用に係る料金の収入の実績
 - (ウ) 管理施設の管理に係る経費の支出状況
 - (エ) 管理施設の職員に係る雇用条件及び労働状況
 - (オ) その他管理施設の管理実態を把握するために必要な事項

(3) 事業計画書

指定管理者は、毎年2月末までに当該年度の翌年度の事業計画書を県に提出し、その承認を受けること。

(4) 実施状況の確認

県は、必要があると認められるときは、指定管理者にあらかじめ通知した上で、施設の維持管理及び経理の状況に関し、指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することがある。

(5) 実施状況の評価

- ア 県は、指定管理者による施設の管理状況について、毎年度、評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、ホームページで公開する。
- イ 県は、評価を行うに当たり、業務報告書及び事業報告書のほか、指定管理者から管理等に関する成果、改善点について報告を求める。
- ウ 県は、指定管理期間の中間年度までの実績をもとに、審査・運営評価委員会を開催して施設の管理運営状況について評価を行う。

なお、業務報告書や利用者の声による点検の過程や点検・評価シートの作成において管理状況等についての疑義を生じた場合など、必要があると認めるときは、随時、審査・運営評価委員会を開催し、委員からの意見聴取を行う。

エ 県は、ウの評価の結果について、指定管理者が次期指定管理候補者に応募する場合は、選定時の審査項目とし、審査に反映させる。

1.6 適正な維持管理の継続が困難になった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により布勢公園の適正な管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがある。

この場合において、指定管理者が県の指定する期間内に改善することができなかつた場合には、県は、同条第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

(2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、布勢公園の適正な管理の継続が困難と認められる場合には、県は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

(3) (1) 又は (2) により指定管理者の指定が取り消された場合において、県に損害が生じたときは、当該指定を取り消された指定管理者は、県に、当該損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他県及び指定管理者の責めに帰することができない事由により布勢公園の適正な管理の継続が困難となった場合には、県及び指定管理者は、当該管理の継続の可否について協議するものとする。

1.7 災害時の施設使用

(1) 次のいずれかに該当する場合には、指定管理者は、布勢公園の使用について県の指示に従わなければならない。

ア 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、布勢公園を閉館し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。

イ 布勢公園について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。

ウ 布勢公園について、鳥取市から、鳥取市地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。

(2) (1) の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。

(3) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全確保のために布勢公園を閉館する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉館すること。

(4) 布勢公園は鳥取市の指定緊急避難場所として指定されており、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときに、一時的に避難して身の安全を確保するための緊急避難場所として使用される場合があること。

避難所開設により生じた経費及び鳥取市の責めに生じた損害に係る費用は鳥取市の負担とし、負担額については協議する。

なお、避難所開設時の利用料金の経費負担については次のとおりとする。

ア 施設内で避難所として指定したスペースのうち有料施設の利用料金は鳥取市が負担する。

イ 施設内で避難所として指定されなかつたスペースは、利用料金は発生しないものとする。なお、一般利用及び一般利用予約を中止させた場合は、利用料金の全額を鳥取市が負担する。

1.8 添付資料

- (1) 施設の平面図（資料1）
- (2) 公園施設概要一覧（資料2）
- (3) 許可施設一覧（資料3）
- (4) 布勢総合運動公園基準利用料金表（資料4）
- (5) 都市公園減免事項（資料5）

- (6) 布勢総合運動公園の利用者数の実績（資料6）
- (7) 年度別収支状況と委託料額内訳（資料7）
- (8) 火災保険加入施設一覧及び位置図（資料8）
- (9) 布勢総合運動公園組織図（現行）（資料9）
- (10) 再委託業務の実績（資料10）
- (11) 修繕の実績（資料11）
- (12) 鳥取県都市公園条例（資料12）
- (13) 布勢総合運動公園委託業務仕様書（資料13）

19 その他

必要に応じて、応募書類等の内容について、応募者から聴取調査を行う。この場合において、詳細は、応募した法人等に後日連絡する。

[別紙]

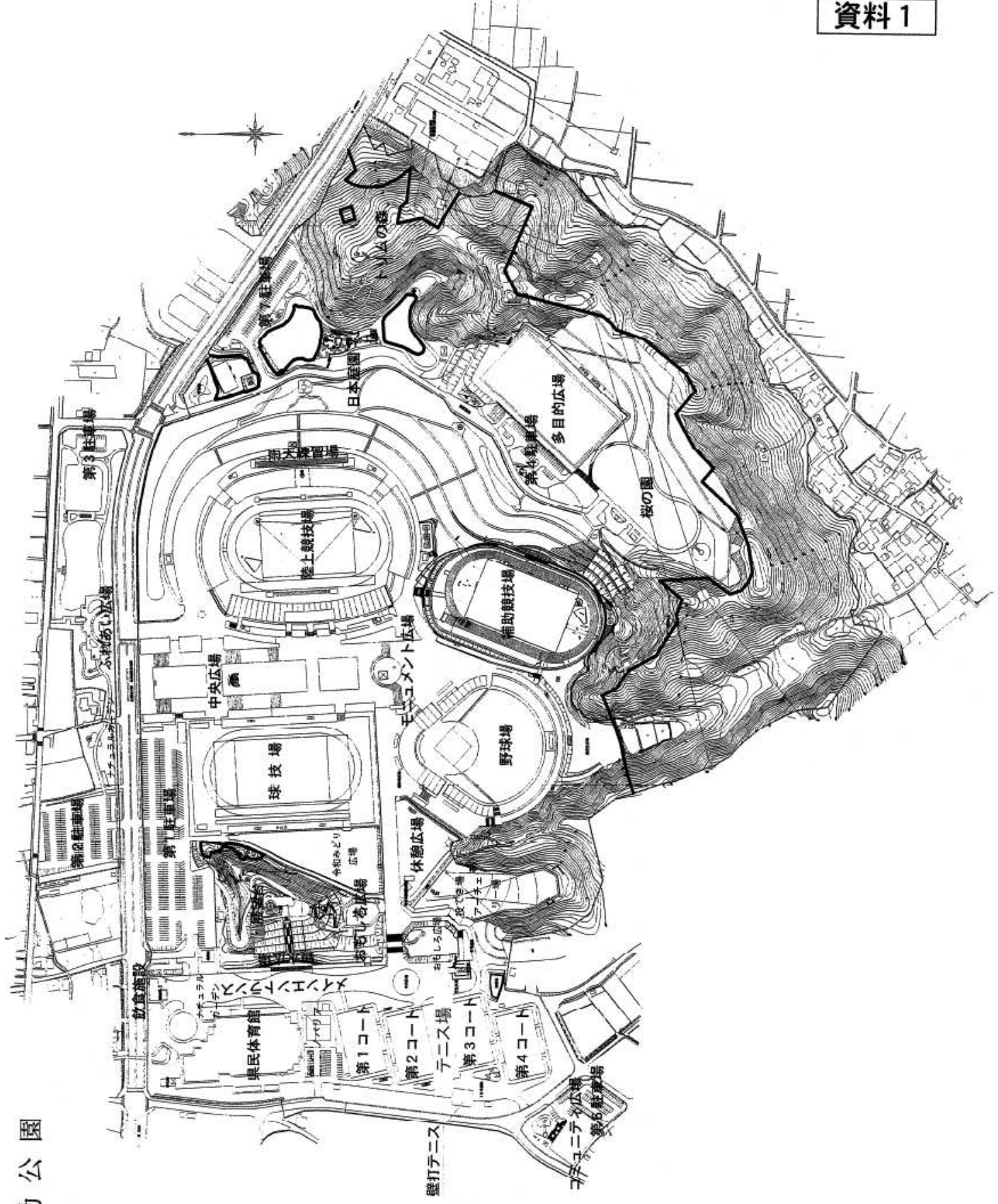
提出書類一覧

書類名	説明
指定管理者指定申請書	○様式1によること。 ○グループによる申請の場合には、提携団体の欄にグループの構成員の所在地、団体の名称及び代表者氏名を記載すること。
鳥取県立布勢総合運動公園の管理業務に関する事業計画書	○様式2-1、様式2-2によること。
鳥取県立布勢総合運動公園の管理業務に関する収支計画書	○様式3-1、様式3-2によること。
定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類	○法人以外の団体にあつては、これらに準ずる書類
申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類	○前3事業年度の財務状況を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財務状況を明らかにできる書類(財産目録等)。
申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類	○前3事業年度の事業内容を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあつては、今年度の事業内容を明らかにできる書類。
当該法人等の概要(施設の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。)を記載した書類	○様式4によること。 ○組織及び運営に関する次の事項を記載した書類 本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・運営方針、沿革、組織図、業務内容並びに主たる事業の実績 ※既存資料で当該内容が記載されている場合は別紙として添付し、様式の記載に代えることができる。
当該法人等の役員名簿	○申請書とは異なる、別途定める提出期限(8月2日(水))までに1部提出すること。 提出日現在で、役職名、氏名(ふりがなを付すこと)、住所及び生年月日の記載のあるもの。 (提出日から申請書類の提出期限までに変更があった場合は、速やかにその旨を連絡し、再度名簿を提出すること。) ○申請書を提出する際には、申請書一式に併せて再度提出をすること。
都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納(納付期限が到来していないものを除く。)がないことを証明する書類	○所在地の都道府県税事務所長及び税務署長が発行する納税証明書(ただし、令和5年6月1日以降に交付されたものに限る。)
上記提出書類のうち該当のないものについての申立書	○上記提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出。様式5によること。
指定申請に係る宣誓書	○様式6によること。
ネーミングライツに係る提案書	○様式任意
グループ協定書の写し	○グループによる申請の場合のみ提出。

○本施設を管理運営するために新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。なお、その法人の設立母体となる法人等の11の(3)のエからサまでの書類を提出すること。この場合において、法人が指定管理者の候補者に選定されたときは、当該法人の登記事項証明書及び認証済み定款を、速やかに提出すること。

布勢総合運動公園
平面図

—— 公園区域
—— 供用区域



公園施設概要一覧

- 1 都市計画決定 昭和54年8月3日
 2 公園開園面積 52.4ha
 3 開園 昭和59年5月
 4 施設概要

施設名	面積	施設概要	備考
陸上競技場	約33,160m ²	第1種公認競技場、400m9コース、収容人員18,000人、夜間照明4基、大型映像表示装置、多目的掲示装置、天然芝（ティフトン）グラウンド、屋内練習場、トレーニングルーム、雨天練習場、研修室3室、会議室2室、放送室他 ※H27.8設置のフリーWiFi（管理センター棟、雨天練習場）は、R8.3にサービス終了予定のため、R6以降に別のサービスへ切替予定。	H15.10(改修済) H20.9(トラック舗装改修完了) H25.9(トラック舗装一部改修完了) H27.4(トラック舗装全面改修完了) R3.3(一部改修完了) R5.3(全面改修完了) ※WiFi通信料等は、サービス切替後も指定管理者が負担すること(R4年度実績額:439,560円)。
補助競技場	約10,620m ²	第3種公認、400m6コース、天然芝（高麗芝）グラウンド、更衣室・器具倉庫、放送室他	H16.4(改修済) H25.11(一部改修完了) H30.9(全面改修完了) R5.12(一部改修予定)
野球場	約18,270m ²	両翼92m、中堅120m、夜間照明4基、収容人員11,000人、屋内ピッチング場、大会運営室、研修室2室、放送室、スコアボード他	
球技場	約25,360m ²	天然芝（ティフトン）グラウンド、収容人員3,000人、夜間照明4基、更衣室他	H18.10(改修済)
鳥取県民体育館	約12,030m ²	メインアリーナ:バスケット3面、収容人員3,300人、サブアリーナ:バスケット1面)、トレーニングルーム、研修室4室、視聴覚室、放送室他	R6.6(天井耐震改修予定)
テニス場	約13,560m ²	テニスコート16面（うち夜間照明8面）、大会議室、研修室他	R4.3(第2・3囲い張替完了) R6.3(第1・4囲い張替予定)
多目的広場	約13,860m ²	天然芝（ティフトン）グラウンド、ソフトボールグラウンド、更衣室他	H17.10(改修済)
令和みどり広場	約5,380m ²	芝生他	
投てき場	約7,585m ²	全天候舗装、アーチェリー場、芝生他	R3.5(全面改修完了)
桜の園	約15,000m ²	因幡千本桜、展望台、休憩所他	
コミュニティー広場	約1,700m ²	遊具他	R3.3(一部改修完了)
遊具広場	約2,400m ²	コンビネーション遊具他	
おもしろ広場	約2,130m ²	コンビネーション遊具、ローラースライダー他	
中央広場	約19,160m ²	芝生他	
モニュメント広場	約4,280m ²	モニュメント他	
休憩広場	約5,770m ²	芝生他	
ふれあい広場	約20,100m ²	ゲートボール場、モニュメント、休憩所、ナチュラルガーデン	※ゲートボール場とふれあい広場の一部をクレイ補装し、多目的広場として整備予定(臨時駐車場、ゲートボール、ペタンク等。R6年度中に供用開始予定)
メインエントランス	約9,990m ²	インターロッキング舗装、植栽他	
親水広場	約2,310m ²	水路、植栽他	
駐車場	約40,000m ²	駐車場7カ所（約1000台）、駐輪場他	
トリムの森	約30,630m ²	園路他	
公衆便所棟	約580m ²	施設外公衆トイレ10カ所	
飲食施設	約315m ²	ツリーズコーヒーカンパニー	
その他施設	約229,810m ²	芝生広場、野球場前広場、日本庭園、樹林地他	
合計	約524,000m ²		

許可施設一覧

資料3

布勢総合運動公園

(1) 都市公園法第5条許可施設(設置管理許可)

許可の内容	所在地	使用者	面積等	使用期間
飲食施設管理	鳥取市桂見臼田6-1	(株)Trees	315.50m ²	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで
原材料保管庫設置	鳥取市桂見臼田6-1	(株)Trees	25.86m ²	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで
飲食施設看板	鳥取市桂見臼田6-1	(株)Trees	1.56m ²	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで
オープンデッキ植栽、芝生、 ガーデンフェンス	鳥取市桂見臼田6-1	(株)Trees	11.795m ²	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで
ヘリポート用壁面マーキング	鳥取市布勢166-1、 208-2(球技場)	県消防防災航空センター	0.4m ²	令和3年3月1日から 令和8年3月31日まで
アーチェリー競技用マーキ ング	鳥取市布勢(投てき場)	鳥取県アーチェリー協会	0.35m ²	令和3年6月15日から 令和8年6月14日まで
ネーミングライツ愛称標識	鳥取市布勢(中央広 場、陸上競技場壁面、 野球場壁面、テニスコ ート壁面、県民体育館壁 面)	ヤマタホールディング(株)	12.21m ² (5箇所)	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで
鳥取ユニバーサルスポーツ センター ノバリア設置	鳥取市桂見10-1他	(一社)鳥取県障がい者スポ ーツ協会	727.20m ²	令和1年7月16日から 令和6年3月31日まで
飲食施設横駐車場管理	鳥取市桂見(布勢公園 内)	(株)Trees	12.50m ² (1区画)	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで
公共下水道汚水マス設置	鳥取市桂見5-2、498-2	鳥取市	1.84m ²	令和5年4月1日から 令和15年3月31日まで
駐車場管理	鳥取市桂見(第6駐車 場、県民体育館西側駐 車場)	(一社)鳥取県障がい者スポ ーツ協会	100.00m ² (8区画)	令和2年7月1日から 令和6年3月31日まで
駐車場管理(公用車用)	鳥取市桂見(第5駐車 場)	(一社)鳥取県障がい者スポ ーツ協会	25.00m ² (2区画)	令和2年7月1日から 令和6年3月31日まで
車いす使用者用駐車施設等 管理	鳥取市桂見13-2他	(一社)鳥取県障がい者スポ ーツ協会	283.94m ²	令和2年7月1日から 令和6年3月31日まで
駐車場管理	鳥取市桂見、里仁(県 民体育館西側駐車場、 第7駐車場)	(公財)鳥取県スポーツ協会	150.00m ² (12区画)	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで

(2) 都市公園法第6条許可施設(占有許可)

許可の内容	所在地	使用者	面積等	使用期間
電力供給施設設置	鳥取市桂見	中国電力ネットワーク(株)鳥取ネットワークセンター	電線16.2m	令和4年9月8日から 令和14年3月31日まで
電力供給施設設置	鳥取市桂見、里仁	中国電力ネットワーク(株)	電線9,280m	令和5年2月3日から 令和14年3月31日まで
避難場所表示板設置	鳥取市布勢	鳥取市	標識1基	令和5年2月17日から 令和10年3月31日まで
電気通信線路設置	鳥取市里仁	日本海ケーブルネットワーク(株)	光ケーブル826m	令和5年4月1日から 令和15年3月31日まで
上水道施設	鳥取市布勢	鳥取市水道事業管理者	水道管10.7m	令和4年9月5日から 例14年3月31日まで
電気通信線路設置	鳥取市布勢	(株)エルネギア・コミュニケーションズ	光ケーブル148m	令和4年6月28日から 令和14年3月31日まで
電気通信線路設置	鳥取市布勢	西日本電信電話(株)	通信線192m	令和4年6月27日から 令和14年3月31日まで
鳥獣保護区管理標識	鳥取市布勢	県東部総合事務所生活環境局生活安全課	標識2基	令和4年6月8日から 令和14年6月7日まで
電気通信線路設置	鳥取市布勢	西日本電信電話(株)	電柱6本	令和4年4月1日から 令和14年3月31日まで
道路標識(横断歩道予告標識)	鳥取市桂見	鳥取県警察本部交通部交通規制課	道路標識1本	令和3年10月12日から 令和13年3月31日まで
鳥取市防災無線	鳥取市布勢	鳥取市	鋼管柱1本	令和3年4月1日から 令和13年3月31日まで
下水道施設	鳥取市里仁	鳥取市	下水管2.02m、1箇所	令和2年9月4日から 令和12年3月31日まで
森林公園「とっとり出合いの森」案内看板	鳥取市桂見	県農林水産部森林・林業振興局林政企画課	案内標識1本	令和2年8月24日から 令和12年3月31日まで
電力供給施設設置	鳥取市里仁、布勢、桂見	中国電力ネットワーク(株)鳥取ネットワークセンター	電線4959.8m	令和2年5月19日から 令和11年3月31日まで
電力供給施設設置	鳥取市里仁	中国電力ネットワーク(株)鳥取ネットワークセンター	埋設管1m	令和2年5月19日から 令和11年3月31日まで
電力供給施設設置	鳥取市布勢	中国電力ネットワーク(株)鳥取ネットワークセンター	埋設管248m	令和2年5月19日から 令和11年3月31日まで
電気通信線路設置(携帯電話アンテナ)	鳥取市布勢	KDDI(株)西日本テクニカルセンター	鳥取県民体育館局	令和2年4月1日から 令和12年3月31日まで
電気通信設備設置	鳥取市里仁	西日本電信電話(株)	電柱1本、支柱1本	令和2年4月1日から 令和12年3月31日まで
電力供給施設設置	鳥取市布勢	中国電力(株)鳥取営業所	電柱7本、支線2本	平成31年4月1日から 令和11年3月31日まで
電力供給施設設置	鳥取市布勢	中国電力(株)鳥取営業所	支線1本	平成31年4月1日から 令和11年3月31日まで
電力供給施設設置	鳥取市布勢	中国電力(株)鳥取営業所	電柱2本、支線1本	平成29年4月1日から 令和9年3月31日まで
上水道施設	鳥取市布勢	鳥取市水道事業管理者	水道管0.8m	平成29年1月13日から 令和8年3月31日まで
下水道施設	鳥取市布勢	鳥取市下水道等事業管理者	下水道管83.28m	平成28年3月24日から 令和7年3月31日まで
電気通信線路設置	鳥取市布勢	日本海ケーブルネットワーク(株)	電柱2本	平成28年4月1日から 令和8年3月31日まで
電力供給施設設置	鳥取市布勢	中国電力(株)鳥取営業所	電柱1本、支柱1本、支線1本	平成28年4月1日から 令和8年3月31日まで
電力供給施設設置	鳥取市布勢	中国電力(株)鳥取営業所	電柱12本、支柱2本、支線9本、支線柱2本	平成27年4月1日から 令和7年3月31日まで
電気通信線路設置	鳥取市布勢	西日本電信電話(株)鳥取支店	電柱1本、支柱1本	令和2年4月1日から 令和12年3月31日まで
電線管路	鳥取市布勢	西日本電信電話(株)鳥取支店	143m	令和2年4月1日から 令和12年3月31日まで
電力供給施設設置	鳥取市布勢	中国電力(株)鳥取営業所	電柱1本 支線2本	平成31年4月1日から 令和11年3月31日まで

(3) 行政財産使用許可施設

許可の内容	所在地	使用者	面積等	使用期間
事務室	鳥取市布勢(陸上競技場管理施設の一部)	(一財)鳥取陸上競技協会	6.00m ²	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

鳥取県立布勢総合運動公園基準利用料金表

資料4

1 施設利用料

(1)陸上競技場(一般利用・専用利用)

利 用 区 分				単 位	金 額	
グラウンド	一般利用	一般人		1人1回につき	150	
	専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき	一般人	1時間につき	2,540
			入場料等を徴収するとき	一般人	1時間につき	1,930
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき	一般人	1時間につき	13,240
			入場料等を徴収するとき	学生等	1時間につき	9,670
	屋内練習場	一般利用	一般人		1人1回につき	50
	専用利用			1時間につき	300	
雨天練習場	一般利用	一般人		1人1回につき	50	
	専用利用			1時間につき	300	
トレーニングルーム	一般利用	一回券により利用する場合		1人1回につき	100	
		回数券により利用する場合		回数券11枚につき	1,010	
		1月利用券により利用する場合		1人につき	710	
	専用利用			1時間につき	610	
研修室等	第1研修室			1時間につき	1,730	
	第2研修室			1時間につき	500	
	第3研修室			1時間につき	400	
	第1会議室			1時間につき	200	
	第2会議室			1時間につき	300	
	放送室			1時間につき	300	

(2)野球場(専用利用)

利 用 区 分				単 位	金 額
グラウンド	プロ野球以外の野球又はソフトボール	入場料等を徴収しないとき	一般人	1時間につき	1,830
			学生等	1時間につき	1,220
		入場料等を徴収するとき	一般人	1時間につき	4,880
			学生等	1時間につき	3,560
	プロ野球	入場料等を徴収しないとき		1時間につき	24,130
		入場料等を徴収するとき		1時間につき	48,270
屋内ピッチング場				1時間につき	100
スコアボード(スコアボード操作室を含む)				1時間につき	300
研修室等	大会運営室			1時間につき	400
	第1研修室			1時間につき	200
	第2研修室			1時間につき	100
	放送室			1時間につき	300

(3)球技場(専用利用)

利 用 区 分				単 位	金 額
営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき	一般人	1時間につき	全面	1,930
				1/2面使用	1,010
				1/3面使用	710
		学生等	1時間につき	全面	1,320
				1/2面使用	710
				1/3面使用	500
	入場料等を徴収するとき	一般人	1時間につき	全面	10,080
				1/2面使用	5,090
		学生等	1時間につき	1/3面使用	3,460
				全面	7,430
営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	全面	30,350	
			1/2面使用	15,270	
			1/3面使用	10,180	
	入場料等を徴収するとき	1時間につき	全面	40,430	
			1/2面使用	20,370	
			1/3面使用	13,750	

(4)補助競技場(専用利用)

利 用 区 分		単 価	金 額
一般人		1時間につき	910
学生等		1時間につき	710

(5)多目的広場(専用利用)

利 用 区 分		単 価	金 額
一般人	1時間につき	全面	1,220
		1/2面	710
学生等	1時間につき	全面	910
		1/2面	500

(6)投てき場(専用利用)

利 用 区 分		単 価	金 額
学生等	1時間につき		500
一般人	1時間につき		700

(7)テニス場(専用利用)

利 用 区 分		単 位	金 額
テニスコート		1時間につき	610
大会運営室		1時間につき	710
研修室		1時間につき	300

鳥取県立布勢総合運動公園基準利用料金表

(8) 鳥取県民体育館(一般利用・専用利用)

利用区分		単位	連続の利用料金(90/100)													
			3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間			
メインアリーナ	一般利用	1人1回につき	金額													
		全面1時間につき	50													
		入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき	2,950	18,580	21,240	23,890	26,550	29,200	31,860	34,510						
	専用利用	営利を目的としない場合	1/2面1時間につき	1,420	5,110	6,390	7,660	8,940	10,220	11,500	12,780	14,050	15,330	16,610		
		入場料等を徴収するとき	1/3面1時間につき	910	3,270	4,090	4,910	5,730	6,550	7,370	8,190	9,000	9,820	10,640		
			1/4面1時間につき	710	2,550	3,190	3,830	4,470	5,110	5,750	6,390	7,020	7,660	8,300		
		営利を目的とする場合	全面1時間につき	5,900	21,240	26,550	31,860	37,170	42,480	47,790	53,100	58,410	63,720	69,030		
			全面1時間につき	103,370	372,130	465,160	558,190	651,230	744,260	837,290	930,330	1,023,360	1,116,390	1,209,420		
		サブアリーナ	専用利用	1/2面1時間につき	51,630	185,860	232,330	278,800	325,260	371,730	418,200	464,670	511,130	557,600	604,070	
				全面1時間につき	147,680	531,640	664,560	797,470	930,380	1,063,290	1,196,200	1,329,120	1,462,030	1,594,940	1,727,850	
			一般利用	1/2面1時間につき	300	1,080	1,350	1,620	1,890	2,160	2,430	2,700	2,970	3,240	3,510	
		トレーニングルーム	専用利用	全面1時間につき	1,420	5,110	6,390	7,660	8,940	10,220	11,500	12,780	14,050	15,330	16,610	
				営利を目的としない場合	24,950	89,820	112,270	134,730	157,180	179,640	202,090	224,550	247,000	269,460	291,910	
入場料等を徴収するとき	35,640			128,300	160,380	192,450	224,530	256,600	288,680	320,760	352,830	384,910	416,980			
一般利用	一回券により利用する場合		1人1回につき	250	シャワー込み											
	回数券により利用する場合		回数券11枚につき	2,540	シャワー込み											
			1月利用券により利用する場合	1人につき	2,340	シャワー込み										
	専用利用		1時間につき	1,730												
			全室1時間につき	610												
			1/3室1時間につき	200												
	第1研修室		1時間につき	400												
	第2研修室		1時間につき	610												
	第3研修室		1時間につき	610												
	第4研修室		1時間につき	400												
視聴覚室	1時間につき	300														
放送室	1時間につき	300														

鳥取県民体育館のメインアリーナ又はサブアリーナを専用利用する場合において、連続3時間以上利用するときの利用料の額は、この表に定める100分の100の利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。

鳥取県立布勢総合運動公園基準利用料金表

2 設備利用料

区 分		単 位	金 額	
陸上競技用具	競技用器具等一式	一式1回につき	4,070	
	トラック競争用器具	一式1回につき	300	
	ハードル競争用器具	一式1回につき	300	
	障害物競争用器具	一式1回につき	300	
	走幅跳・三段跳用器具	一式1回につき	200	
	走高跳用器具	一式1回につき	400	
	棒高跳用器具	一式1回につき	500	
	砲丸投用器具	一式1回につき	300	
	円盤投用器具	一式1回につき	300	
	ハンマー投用器具	一式1回につき	300	
	やり投用器具	一式1回につき	300	
	マラソン競争用器具	一式1回につき	500	
	陸上用バトン	1本1回につき	50	
	ストップウォッチ	1個1回につき	50	
イベントパネル(ポールを含む。)	1枚1回につき	200		
テント	1組1回につき	300		
ラグビー用器具	一式1回につき	300		
サッカー用器具	一式1回につき	300		
野球用器具	一式1回につき	300		
ホッケー用器具	一式1回につき	300		
人工芝	1枚1回につき	100		
アーチェリーの	1台1回につき	300		
多目的掲示板	1時間につき	3,360		
写真判定装置	1時間につき	2,240		
大型映像装置	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	5,090
		入場料等を徴収するとき	1時間につき	20,370
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき	1時間につき	61,110
		入場料等を徴収するとき	1時間につき	81,480
広告加算	1分につき	10,180		
シャワー室	3分間につき	50		
シャワー室(テニสนาม)	1回につき	50		
テニス用器具	1組1回につき	200		
芝グラウンド用 ペイント代	サッカー(一般)	1面1回につき	7,380	
	サッカー(少年)	1面1回につき	5,500	
	ラグビー	1面1回につき	10,490	
	ホッケー	1面1回につき	5,290	
サッカー固定式ゴール設置	1組につき	1,010		
ラグビー固定式ゴール設置	1組につき	1,520		
ソフトボール固定式ボール設置	1組につき	500		
ホッケー用ゴール設置	1組につき	1,010		
鳥取県民体育館	バスケットボール用器具	バスケット台、ファール回転表示器等	1組1回につき	2,030
	バレーボール用器具	支柱、審判台等	1組1回につき	200
	バドミントン用器具	支柱、審判台等	1組1回につき	100
	テニス用器具	支柱、審判台等	1組1回につき	200
	卓球用器具	卓球台、ネット等	1組1回につき	100
	ソフトバレー用器具	支柱、ネット	1組1回につき	100
	インディアカ用器具	支柱、ネット	1組1回につき	100
	フットサル用器具		1組1回につき	300
	ロングマット		1枚1回につき	50
	電光得点表示板		1回につき	1,010
	液晶プロジェクター		一式1回につき	1,830
	資料提示装置		一式1回につき	910
	音響設備		一式1回につき	2,030
	演台		一式1回につき	200
	簡易ステージ		1台1回につき	50
	イベントパネル		1枚1回につき	200
	シャワー室		1回につき	50
	長机		1台1回につき	20
	椅子		1脚1回につき	10
	新体操用マット	女子用	一式1回につき	1,010
	トランポリン		1台1回につき	300
	ストップウォッチ		1個1日1回につき	50
	テント		1組1日1回につき	300
	移動観覧席		1日一式につき	2,030

3 夜間照明料及び照明施設の加算使用料

利 用 区 分		単 位	金 額
陸上競技場	全灯	30分につき	6,110
	2/3点灯	30分につき	5,090
	2/5点灯	30分につき	3,050
	1/10点灯	30分につき	1,010
野球場		30分につき	6,110
球技場		30分につき	5,090
テニสนาม	全点灯	1時間につき	2,030
	1/2点灯	30分につき	1,010
		1時間につき	1,010
		30分につき	500
1/4点灯	1時間につき	500	
	30分につき	250	
	30分につき	250	
メインアリーナ	全点灯	全面1時間につき	7,120
		全面30分につき	3,560
		2分の1面1時間につき	3,560
		2分の1面30分につき	1,780
	3/4点灯	全面1時間につき	5,340
		全面30分につき	2,670
		2分の1面1時間につき	2,670
	1/2点灯	2分の1面30分につき	1,340
		全面1時間につき	3,560
		全面30分につき	1,780
サブアリーナ	全点灯	全面1時間につき	1,520
		全面30分につき	760
	3/4点灯	全面1時間につき	1,300
		全面30分につき	650
1/2点灯	全面1時間につき	760	
	全面30分につき	380	

4 冷暖房使用料

利 用 区 分		単 位	冷 房	暖 房
陸上競技場	第1研修室	1時間につき	300	300
	第3研修室	1時間につき	300	300
	放送室	1時間につき	100	100
野球場	大会運営室	1時間につき	100	100
	メインアリーナ	1時間につき	11,200	8,650
鳥取県民体育館	サブアリーナ	1時間につき	2,750	2,440
	第1研修室	1時間につき	300	300
	第2研修室	1時間につき	300	300
	第3研修室	1時間につき	300	300
	第4研修室	1時間につき	300	300
	視聴覚室	1時間につき	400	400
	大会運営室	1時間につき	100	100
研修室	1時間につき	100	100	

5 行為許可・占用許可に係る利用料

区分		単位	使用料	
			金額	
			非課税とされる公園施設の設置等	非課税とされる公園施設の設置等以外の設置等
都市公園法第6条第1項又は第3項の許可	集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートルにつき1日	3円	4円
都市公園条例第7条第1項又は第2項の許可	物品の販売その他の営業	1人につき1日		410円
	集会、展示会その他これらに類する催し	1平方メートルにつき1日		4円

備考

- 1 「非課税とされる公園施設の設置等」とは、法第5条第1項の許可に係る公園施設の設置及び法第6条第1項又は第3項の許可に係る都市公園の占用のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものをいう。
- 2 公園施設の設置若しくは管理の面積若しくは占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 3 一件の使用料の額が100円未満である場合における当該使用料の額は、100円とするものとする。

都市公園減免事項（布勢総合運動公園）

第 1 有料公園施設利用料の減免

- 1 有料公園施設の利用に係る料金の減免を行う事項は、次のとおりとする。
 - (1) 県の都市公園の健全な利用の増進を目的として行う事業に協賛して行われるもの。
(ただし、営利を目的としないものに限る。)
(例) 都市緑化月間における写生、写真大会、マラソン大会等
 - (2) 都市公園の健全な利用の増進を目的とすると認められる集会その他の催し。
(ただし、営利を目的としないものに限る。)
(例) 植樹祭、都市美化運動等に伴う催し等
 - (3) 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等。
(ただし、入場料又はこれに類するものを徴収しないもの、営利を目的としないものに限る。)
(例) 講演会、講習会等
 - (4) 学校（大学を除く）、専修学校、保育所、小学校体育連盟、中学校体育連盟、高等学校体育連盟又は高等学校野球連盟（軟式野球に限る）が行う、学年単位以上の生徒等が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事。
(ただし、校長、保育所長等代表者が申込みをし、物品等の販売を主たる目的としないもの、入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)
 - (5) 下記に該当する者が利用するとき。
(ただし、専用利用する場合は、入場料及びこれに類するものを徴収しないもの、物品等の販売を主たる目的としないものに限る。)
 - ① 下記の者及びその介護者
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 児童相談所長又は知的障害者更正相談所長が知的障がい者（児）として証明した者及び知事から障がいの状態に関する証明書の交付を受けた者
 - オ 児童相談所長が、自閉症を主たる症状とする児童について、病院に収容することを要しないとして、証明書を交付した者
 - カ 小学校長又は中学校長が、知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいを有する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者
 - キ 特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者が利用するとき。
 - ② 70歳以上の者（専用利用する場合にあっては、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるときに限る。)
 - ③ 介護保険法の要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者

(6) 生徒等が主体となって専用利用するとき。

(ただし、県内の生徒等の人数の割合が2分の1以上で、利用日(利用が2日以上にわたる場合は初日)の6日前から利用日までの間に申込みされたものに限るとともに、土日・祝日の利用を除く。)

(対象となる例)

生徒等が直接申込みを行って専用利用する場合のほか、親子スポーツ活動、高校生と社会人の対外試合、高校生文化交流会など

(対象とならない例)

競技団体主催の大会、高体連専門部主催の大会

(7) 県が主催又は共催する集会その他の催しの場合であって、その都度県が減免を要請するもの。

(8) ネーミングライツ・スポンサー企業が各施設を利用するとき。

(ただし、1年間に各施設1日1回限りとする。)

2 第1の1に該当する場合の利用料金減免率は、10/10とする。

ただし、以下に掲げるものについては、それぞれに定める減免率とする。

(1) 1の(3)の場合

①全県の児童又は生徒を対象とする場合 10/10

②郡市単位以上の児童又は生徒を対象とする場合 1/2

(2) 1の(5)の場合

①個人で利用する場合 10/10

②団体等で利用する場合は、利用者の中に1/2以上の障がい者、70歳以上の者、要介護者等が含まれている場合は10/10、1/2未満の場合は1/2

3 1の(4)の場合を除き、1及び2の規定に関わらず、冷暖房及び器械・器具の利用により加算される利用料金(夜間照明を含む)、体育館を専用利用する場合に必要と認める照度以上の照明をしたときに加算される利用料金については減免しないものとする。

4 その他

とっとり県民の日(9月12日)並びに9月の第2土曜日及びその翌日において、次の施設を利用するときは、利用料金を徴収しないこと。

(ただし、専用利用を行う場合(テニスコートは多数のコートを使用する場合は、とっとり県民の日にふさわしい行事を行う場合に限る。)

(1) 陸上競技場

(2) 野球場

(3) 補助競技場

(4) 球技場

(5) テニスコート

(6) 多目的広場

(7) 県民体育館

(8) 投てき場

第2 行為許可・占用許可に係る利用料の減免

1 行為許可及び占用許可に係る利用料の減免を行う事項は、次のとおりとする。

(1) 県が都市公園の健全な利用の増進を目的として行う事業に協賛して行われるもののために利用するとき

(例) 都市公園緑化月間における写生、写真大会、マラソン大会等

(2) 都市公園の健全な利用の増進を目的とすると認められる集会その他の催しのために利用するとき

(例) 植樹祭、都市美化運動等に伴う催し等 ○○

(3) 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき

(例) 講演会、講習会等

(4) 地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体（公共的な目的を有する催しのために組織された委員会等の公共的な活動を行う団体を含む。）が、福祉、教育、スポーツ振興、文化振興、人権啓発、防災等の公共的な目的を有する集会その他の催しで、県民の福祉の向上に寄与すると認められるもの（当該団体の構成員の福利厚生のためのもの等主にその団体の構成員を対象とするもの、当該団体の広報活動として行われるもの等を除く。）を開催するために利用するとき。

2 第2の1に該当する場合の利用料金減免率は、10/10とする。

ただし、小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が講習会等を開催するために利用する場合は、それぞれ当該各号に定める減免率とする。

(1) 全県の児童又は生徒を対象とする場合 10/10

(2) 郡市単位以上の児童又は生徒を対象とする場合 1/2

布勢総合運動公園の利用者数の実績

年度別入園者数内訳（平成29年度～令和4年度）

（単位：人）

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均	備考	
施 設 利 用 者	陸上競技場	有 料	32,740	37,271	35,709	18,251	21,415	24,002	28,231	
		減 免	95,102	113,325	73,755	31,078	41,281	32,882	64,571	
		小 計	127,842	150,596	109,464	49,329	62,696	56,884	92,802	
	野球場	有 料	22,640	31,356	19,553	11,399	13,768	20,316	19,839	
		減 免	1,551	1,677	2,053	519	1,747	4,128	1,946	
		小 計	24,191	33,033	21,606	11,918	15,515	24,444	21,785	
	補助競技場	有 料	4,665	2,157	2,630	1,450	2,050	2,115	2,511	
		減 免	7,945	14,925	6,240	1,967	3,156	2,951	6,197	
		一般利用	55,699	38,111	22,052	58,809	65,250	98,970	56,482	
		小 計	68,309	55,193	30,922	62,226	70,456	104,036	65,190	
	球技場	有 料	9,860	9,966	6,903	5,509	4,996	7,160	7,399	
		減 免	6,805	8,885	4,914	2,970	3,714	4,245	5,256	
		一般利用	8,291	7,712					2,667	
		小 計	24,956	26,563	11,817	8,479	8,710	11,405	15,322	
	体育館	有 料	143,329	139,999	136,123	60,260	73,932	89,731	107,229	
		減 免	58,016	67,610	46,999	24,278	32,001	39,096	44,667	
		小 計	201,345	207,609	183,122	84,538	105,933	128,827	151,896	
	テニスコート	有 料	23,892	21,818	24,581	19,684	20,306	22,914	22,199	
		減 免	20,111	18,223	17,326	15,002	22,051	18,727	18,573	
		小 計	44,003	40,041	41,907	34,686	42,357	41,641	40,773	
	多目的広場	有 料	6,125	6,918	4,683	4,053	3,871	5,857	5,251	
減 免		2,926	5,342	1,800	1,391	2,346	2,577	2,730		
一般利用		28,549	26,618	8,634	24,474	43,698	57,917	31,648		
小 計		37,600	38,878	15,117	29,918	49,915	66,351	39,630		
投てき場	有 料						750	125		
	減 免						519	87		
	一般利用	51,788	19,725	22,927	5,716	7,410	6,919	19,081		
	小 計	51,788	19,725	22,927	5,716	7,410	8,188	19,292		
計	有 料	243,251	249,485	230,182	120,606	140,338	172,845	192,785		
	減 免	192,456	229,987	153,087	77,205	106,296	105,125	144,026		
	一般利用	144,327	92,166	53,613	88,999	116,358	165,075	110,090		
合 計	580,034	571,638	436,882	286,810	362,992	443,045	446,900			
スポーツ教室	25,022	22,555	21,365	8,124	12,759	13,986	17,302			
イベント	20,791	19,919	20,358	2,698	4,531	10,293	13,098			
来所・一般入園者数	473,121	454,090	463,355	340,502	372,718	363,620	411,234			
利用者合計	1,098,968	1,068,202	941,960	638,134	753,000	830,944	888,535			

※球技場は令和元年度以降は一般開放なし。

※投てき場は令和4年度から有料公園施設に設定。

※投てき場の平成29年度の一般利用者数には(旧)跳躍場の利用者数を含む。

布勢総合運動公園 年度別収支状況

資料 7

(単位:千円)

区分	項目	29年度実績	30年度実績	R1年度実績	R2年度実績	R3年度実績	R4年度実績	委託料算定額(単年分)	備 考
収入		346,351	338,606	357,012	330,064	336,736	356,253	306,946	
1	県委託料収入	262,784	263,026	286,542	287,980	287,980	298,910	254,705	県からの委託料収入 ※燃料・光熱費は別途予算措置
2	利用料収入	49,759	43,682	44,880	28,554	31,153	37,991	38,284	施設使用料及び設備利用料収入
3	附帯事業収入	33,808	31,898	25,589	13,523	17,592	19,340	13,957	自動販売機手数料、教室参加料、イベント等収入
4	キャッシュレス決済導入経費			1	7	11	12		県からの委託料収入(キャッシュレス決済導入に係る県からの委託料)
支出		346,351	338,606	346,117	327,122	338,330	356,574	306,946	
①	人件費	92,589	80,718	80,930	79,835	79,409	83,435	74,008	施設管理にかかる人件費及び賃金
②	施設管理費	253,762	257,887	265,187	247,287	258,921	273,139	224,803	
1	報償費	2,801	2,870	6,034	2,793	4,817	5,493	132	外部評価委員の謝金等
2	旅費	831	583	441	140	109	454	392	研修等への旅費
3	消耗品費	6,217	8,621	9,581	6,210	4,965	7,174	9,383	事務用品、施設管理用消耗品の経費
4	燃料費	5,614	6,410	5,483	2,449	4,575	5,138	0	冷暖房重油、作業用車両燃料等の経費
5	食糧費	82	84	67	6	21	23	2	会議等にかかる食糧費
6	印刷製本費	1,887	1,463	1,862	1,652	1,450	1,014	1,158	パンフレット、伝票印刷等の経費
7	光熱水費	47,072	52,618	50,566	48,400	57,227	68,085	15,841	電気、水道料金等
8	修繕費	11,632	12,248	18,192	10,220	13,336	11,050	15,506	250万円未満の施設、設備、備品等の修繕経費
9	役務費	5,086	6,727	6,699	5,247	5,460	7,609	9,956	自動車任意保険、通信、手数料等の経費
10	使用料及び賃借料	1,652	1,702	1,557	1,380	1,537	1,540	1,216	複写機等リース、テレビ受信料等
11	委託料	163,170	157,784	155,108	157,774	156,598	155,287	165,944	各種保守点検、清掃、警備、植栽管理、芝グラウンド等の委託経費
12	租税公課費	7,518	6,576	8,883	8,620	7,920	8,508	4,603	自動車税、消費税等
13	負担金	68	69	63	66	663	660	363	危険物保安協会会費等
14	備品購入費			651	2,330	243	1,104	0	
15	リース料	132	132					0	
16	償還金							307	
17	減価償却費							0	
	雑損失		1					0	
③	利用促進事業費	—	—	—	—	—	—	8,135	スポーツ教室、体験学習プログラム等実施経費
差額	(収入ー支出)	0	0	10,895	2,942	△ 1,594	△ 321	0	

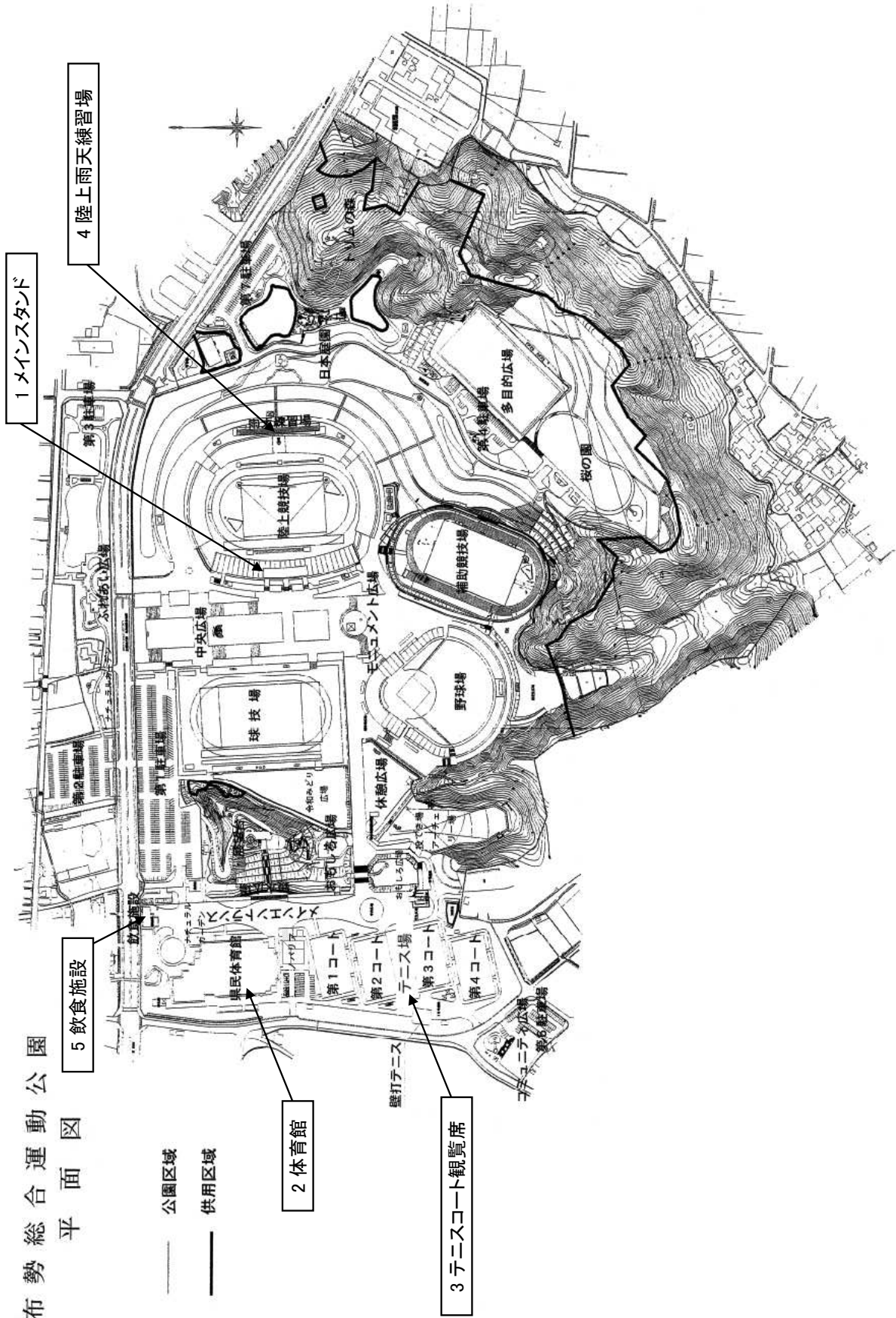
火災保険加入施設一覧

(布勢総合運動公園)

番号	施設名称	構造	建築年度	棟数	延べ面積(m ²)
1	メインスタンド	RC3F	昭和58年度	1	7,658.38
2	体育館	RC3F	平成7年度	1	10,755.91
3	テニスコート観覧席	S2F	平成9年度	1	2,473.47
4	陸上雨天練習場	S1F	平成11年度	1	980.98
5	飲食施設	S1F	平成14年度	1	210.03

布勢総合運動公園

平面図



公園区域

供用区域

1 メインスタンド

5 飲食施設

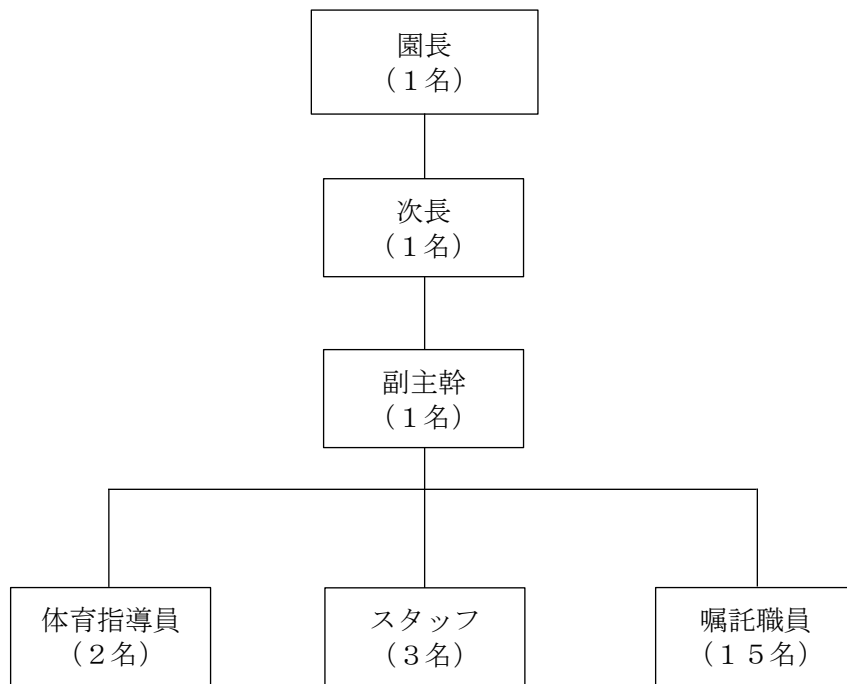
2 体育館

3 テニスコート観覧席

4 陸上雨天練習場

布勢総合運動公園組織図

【 現 行 】



再委託業務の実績

(布勢総合運動公園)

(単位:千円)

区分	番号	項目	H29年度 実績額	H30年度 実績額	R1年度 実績額	R2年度 実績額	R3年度 実績額	R4年度 実績額	備 考
委託料		清掃業務	9,291	9,291	10,987	11,138	11,088	11,088	
	1	清掃委託	9,291	9,291	10,987	11,138	11,088	11,088	
		消防業務	2,117	2,117	2,136	2,156	2,156	2,156	
	1	消防用設備保守点検	2,117	2,117	2,136	2,156	2,156	2,156	
		電気設備保守管理業務	8,826	9,025	8,778	9,790	8,976	8,910	
	1	電気設備点検	1,240	1,439	1,210	1,452	1,408	1,342	
	2	大型映像設備保守点検	7,586	7,586	7,568	8,338	7,568	7,568	盤面清掃(3年に1回)含む
		警備業務	4,366	4,438	360	363	363	363	
	1	施設警備(陸上・野球場・身障者トイレ)	175	175	177	178	178	178	
	2	施設警備(体育館・テニスコート・テニスコート周辺トイレ)	181	181	183	185	185	185	
	3	公園夜間臨時警備	4,010	4,082	0	0	0	0	
	4	県民体育館展示物警備委託	0	0	0	0	0	0	
		施設設備の管理・修繕業務	22,032	19,206	16,960	18,358	18,560	18,072	
	1	浄化槽保守点検	6,823	4,510	871	873	873	873	
	2	自動制御設備点検	950	950	959	968	968	968	
	3	エレベータ保守点検(県民体育館)	741	741	747	754	754	754	
	4	エレベータ保守点検(陸上競技場)	0	0	955	964	964	964	
	5	自動扉保守点検	380	380	384	387	387	387	
	6	空調設備保守点検	3,132	3,132	3,161	3,190	3,190	3,190	
	7	陸上競技用機器保守点検	5,491	5,491	5,569	5,100	5,100	5,262	
	8	清掃用チェアゴンドラ及び吊りもの装置保守	378	378	382	385	385	385	
	9	音響設備保守点検	864	864	872	880	880	880	
	10	吸収式冷温水発生機ばい煙測定業務	76	76	69	70	70	70	
	11	構内交換電話設備保守	402	402	105	105	105	106	
	12	体育館照明制御システム保守	538	538	571	582	582	582	
	13	移動観覧席保守	345	345	345	351	351	351	
	14	クライミングウォール保守	367	367	440	440	440	440	
	15	遊具安全点検	706	691	715	715	715	715	
	16	テニスコートメンテナンス	313	313	316	319	319	319	
	17	自走搭乗式路面清掃機保守	28	28	0	0	0	0	
	18	冬期除雪作業	498	0	0	786	988	337	
	19	バスケットゴール及びTO電子機器保守	0	0	499	499	499	499	
	20	Webサイトリニューアル	0	0	0	0	0	0	
	21	野球グラウンド整備	0	0	0	990	990	990	
		競技用芝グラウンド維持管理業務	59,399	60,374	66,619	66,856	66,889	66,711	
	1	芝グラウンド維持管理	59,399	60,374	66,619	66,856	66,889	66,711	
		植栽管理業務等	46,137	44,456	49,268	49,113	48,566	47,987	芝グラウンド管理除く
	1	造園保守管理業務	46,137	44,456	48,059	47,795	47,266	46,966	1工区、2工区、3工区に分割
	2	ナチュラルガーデン維持管理	0	0	1,209	1,318	1,300	1,021	
		外部委託教室	11,002	8,877	0	0	0	0	
	1	テニス教室派遣業務	11,002	8,877	0	0	0	0	
	計	163,170	157,784	155,108	157,774	156,598	155,287		

布勢総合運動公園の指定管理者が実施した修繕の実績

(布勢総合運動公園)

(単位:円)

年度	月	修繕内容	実績額
平成29年度	4月	県民体育館視聴覚室空調機修理	388,800
		ナブコ自動扉装置修理(陸上競技場1階)	16,200
		スポーツトラックタ修理(野球場)	199,584
		野球場ピッチング場3塁側窓ガラス修理	11,880
		給水パイプ等交換修理(製氷機)	34,679
		スプリンクラー台車タイヤ(前・後)交換修理(2台)	125,280
	5月	トレッドミルT652用走行ベルト修理	89,640
		三次処理凝集剤注入配管修理	151,200
		おもしろ広場階段補修工事	549,967
		ランニングタイマー操作盤修理(陸上多目的映像装置)	59,400
	6月	県民体育館第3研修室ドアヒンジ修理	37,800
		スポーツトラックタ修理(野球場)	38,869
		球技場マイクジャックボックス移設	52,920
	7月	トレッドミルT652走行ベルト修理	89,640
		漏水修理(ふれあい広場)	89,580
		野球場役員本部室空調機修理	78,840
	8月	県民体育館自家発電設備修理	324,000
		陸上競技場補修(幅跳び助走路)	864,000
		陸上競技場補修(幅跳び助走路)	756,000
		バックローマンチェア足掛部張替修理	4,500
	9月	フィニッシュタイマーリセットケーブル、全自動ピストル、データ分岐BOX修理	58,233
		県民体育館更衣室空調機修理	17,280
		AC-4排気用ダンパ操作器取替修理(自動制御機器)	64,800
		桜の園男子トイレ内漏水修理	35,100
	10月	加圧給水ポンプ整備及び電動弁取替修理(スプリンクラーポンプ)	496,800
		陸上事務室レイアウト変更による内線電話機移設修理	43,200
		県民体育館真空コンビネーションユニット点検修理	99,468
		第1駐車場男子トイレ手洗部品取替修理	11,880
		蛍光灯修繕(体育館トイレLEDへ更新)	583,200
		J-ALERT用 マッチングユニット修理	70,200
		軟式テニスネット改造修理	33,264
	11月	加圧給水ポンプ吐出配管修理(スプリンクラーポンプ)	118,800
		加圧給水ポンプ吐出配管修理(スプリンクラーポンプ)	239,760
		県民体育館視聴覚室空調機修理	18,360
		照明安定器修繕(野球場夜間照明用)	421,200
		布勢テニス場身障者トイレ(右)ウォシュレット取替修理	164,160
		県民体育館サブアリーナ器具庫ドア修理	72,360
		パイプ椅子張替修理	11,000
		棒高跳支柱用メジャー交換修理	37,260
	12月	トレッドミルT652用キーパッド一式修理	15,120
		モコ(鳥取580い7075)法定12ヶ月点検	24,050
		トレッドミルT652用走行板一式修理	59,400
		J-ALERT用 保安対策避雷器組込修理	156,060
		メインアリーナ点検口開設工事	182,520
		床下基礎補強工事(メインアリーナ・サブアリーナ)	643,680
	12月	セレナ(鳥取500な3898)法定24ヶ月点検	84,910
		トレッドミルT652用走行板取替修理	58,320
		トレッドミルT652用ヒューズホルダー他内部部品修理	31,860
		テニス場大会運営室空調機修理	77,760
		ドアチェック他取替修理(県民体育館2階観覧席・男子更衣室)	75,600
		トレッドミルT652用走行ベルト修理	89,640
12月	レッグカールマシン足掛張替修理	4,500	
	体育館玄関ホール天井照明修理	194,400	
12月	バンク(アルト)及びエアバルブ取替(セレナ)修理	3,240	

布勢総合運動公園の指定管理者が実施した修繕の実績

(布勢総合運動公園)

(単位:円)

年度	月	修繕内容	実績額
平成29年度	1月	多機能電話機修理(体育館)	28,836
		野球場ELB取替修理(野球場漏電遮断器)	102,600
		トレッドミルT652用走行板修理	58,320
		アルト(鳥取480あ3244)法定24ヶ月点検	48,850
		ホンダ除雪機HS2011点検修理	65,745
		公園内消防用設備点検に伴う補修(陸上:消火器更新)	9,140
		県民体育館煙感知器取替修理	102,600
		県民体育館R-2吸収式冷温水発生機炎検出器(フレームアイ)交換修理	70,200
		発電機始動ひも及びプラグ交換修理	4,320
	2月	鍵折れ込み撤去修理	6,480
		県民体育館冷却塔ストレーナ取替修理	89,640
		県民体育館冷温水発生機修理	181,440
		県民体育館給湯2次ポンプ取替修理	129,600
	3月	トレッドミルT650用キーパッド一式修理	15,336
		サッカーゴール塗装修理	297,540
		ブラインド修理(陸上競技場放送室・写判室)	162,000
		トレッドミル走行ベルト修理	89,640
		ロビー椅子座板交換修理	7,500
		県民体育館通用口フロアヒンジ他取替修理(1F西側通用口・女子更衣室)	141,480
		体育館トレーニングルームサッシシーリング打替え修理	909,360
		体育館トレーニングルームサッシシーリング打替え修理	331,560
		県民体育館階段入口ドア修理	69,660
		テニスコート大会運営室修繕	111,240
陸上競技場誘導灯バッテリー取替修理	14,580		
パネルシャッター	324,000		
計 (H29年度)			11,631,831
平成30年度	4月	球技場散水栓設備工事	308,340
		陸上競技場トレーニングルーム鉄棒設置	361,800
		野球場スタンド修繕	559,818
		野球場ベンチ塗装修工事	999,000
		陸上競技場大型映像装置防水工事	49,680
		多目的グラウンド四阿修繕工事	756,000
		陸上競技場機器修繕	469,119
		県民体育館トレーニングルーム レッグカール修理	43,200
		県民体育館サブアリーナ フローリング張替	142,560
		おもしろ広場展望台斜面転落防止ネット取替	357,696
	おもしろ広場1号ネット遊具修繕	801,090	
	5月	野球場室内ブルペン(1塁側)全面改修	810,000
		野球場室内ブルペン(3塁側)全面改修	810,000
		鏡 カット加工	4,320
		野球場内・漏水修理工事	140,400
		陸上競技場外周散水栓漏水修理工事	64,800
	6月	園内三次処理施設水位計故障取替	45,684
		おもしろ広場プレイブースターの柵、手すりの修繕	687,960
		スコアボード(テニスコート)の溶接工事	32,400
	7月	県民体育館トイレ水漏れ修理	31,320
		第5駐車場女子トイレドア調整	21,600
		多目的映像表示装置単色不点灯発生の修繕	81,000
		スーパのオイル交換	9,925
	8月	公園内トイレ小便器自動洗浄器取り替え	117,720
		テニスコート車止め撤去工事	47,520
		時計台前バリカー修繕	7,020
		県民体育館内公衆電話修理	39,225
県民体育館アリーナ床補修		64,800	
陸上競技場3F控室空調機修理		50,760	
トレッドミルキーパッド修理		15,336	
県民体育館男子トイレ小便器感知フラッシュ取り替え	151,200		

布勢総合運動公園の指定管理者が実施した修繕の実績

(布勢総合運動公園)

(単位:円)

年度	月	修繕内容	実績額
平成30年度	9月	陸上競技場貴賓室3階空調機修理	38,880
		軽トラックタイヤパンク修理	2,160
		ゲートボール場給水管修理	54,000
		ピストルケーブル修理	5,745
	10月	テニス場誘導灯器具取り替え	189,000
		親水広場木橋修繕(腐食による)	252,720
		陸上競技場北側トイレ外排水管洗浄	21,600
		県民体育館消防用設備点検に伴う補修	374,760
		野球場誘導灯バッテリー取り替え	29,160
		ショットクロックアクリルパネル交換	61,560
		県民体育館研修室窓サッシ修繕	89,640
		県民体育館メインアリーナ重量扉修理	31,320
		県民体育館自動制御機器交換	205,200
		野球場放送設備修繕	54,000
		アクティブ10Ⅱ(エアロバイク)修理	56,030
		トレッドミルキーパッド修理	15,336
		トレッドミル650用ブリッジ基盤修理	11,880
		クライミングウォールアンカー修繕	162,000
	11月	体育館2階・テニスコート横男子トイレ小便器フラッシュ取り替え	152,280
		VTRケーブル修理	5,745
		県民体育館第4研修室空調機修理	399,600
		公用車法定点検	18,630
		公用車車検整備一式	73,670
		県民体育館サブアリーナ調整工事	32,400
	12月	県民体育館視聴覚室空調機修理	17,280
		野球場1塁側器具庫雨水排水配管修繕工事	291,600
		体育館トレーニングルームレッグエクステンション修理	68,601
		野球場用グラウンドレーキ修繕	165,240
		陸上競技用具全自動ピストル、連発スタート発信装置修繕	93,160
	1月	体育館トレーニングルームトレッドミル走行ベルト修理	89,640
		体育館排煙窓・野球場排煙窓修繕	393,120
		体育館ホンダ除雪機修繕	44,793
	2月	多目的広場駐車場マンホール取替工事	86,400
		補助競技場埋設用ゲートバルブ取替工事	99,360
		体育館トレーニングルームトレッドミルドライブベルト修理	15,984
		体育館トレーニングルームトレッドミルT652修理	6,480
3月	体育館トレーニングルームアクティブ10Ⅱ(エアロバイク)修理	41,040	
	桜の園漏水	79,920	
		体育館トレーニングルームディッピングマシン修理	23,220
		陸上用機器フィールドダイレクトケーブル修繕	313,372
計(H30年度)			12,247,819
令和元年度	4月	体育館内線電話の移設・配線補修	43,200
		陸上競技場ロビー扉建具の不具合による修繕	197,640
		体育館各トレーニング機器座席等のレザー張替	27,500
		体育館トレーニングルームレッグエクステンションチェーン用歯車交換	49,896
		体育館トレーニングルームトレッドミル用傾斜ユニット故障による修理	133,920
		体育館トレーニングルームレッグエクステンションチェーン交換	27,000
		陸上競技場水皿駆動部部品交換	43,373
		体育館トレーニングルームトレッドミル用走行ベルト交換	89,640

布勢総合運動公園の指定管理者が実施した修繕の実績

(布勢総合運動公園)

(単位:円)

年度	月	修繕内容	実績額	
令和元年度	5月	体育館サブアリーナ重量扉ヒンジ取り替え	74,304	
		体育館玄関庇の修繕	199,800	
		陸上競技場男子トイレ洗面台と壁の接合金具取り換え	151,200	
		体育館電気湯沸器水漏れによる修理	37,800	
		体育館玄関庇の修繕に伴う塗装	10,800	
		体育館バドミントン支柱塗装	86,400	
		陸上競技場サイレンフラッシュ付受信機取り換え	58,320	
		体育館非常照明バッテリー交換	86,400	
		体育館誘導灯バッテリー交換	115,560	
		陸上競技場誘導灯器具取り替え	234,360	
		体育館煙感知器取り換え	999,000	
		体育館第1研修室ブラインド一部破損による修繕	40,824	
		体育館トレーニングルームベンチプレス座席破れによる修繕	6,500	
		体育館トレーニングルームシットアップス部品破損による交換	120,108	
		テニスコート管理棟引戸錠部品破損による修理	11,880	
		陸上競技用機器ランニングタイマー用データ分岐BOX RT出力不良修理	22,572	
		体育館舞台吊物機器美術バトン2のワイヤーロープ破損による修理	594,000	
		6月	野球場トラクターユニット部品取り換え	449,820
			陸上競技場事務所FAX移設による配線敷設	10,800
県民体育館トレーニングルーム機器傾斜調整キーパッド修理	15,336			
陸上競技場正面出入口バリカービス交換	9,180			
陸上競技場円盤・ハンマー投げ用囲修繕	242,460			
県民体育館階段通用口DC取り換え	41,040			
第1駐車場トイレ手洗い自動水栓電光センサー取り換え	156,600			
陸上競技用具の破損による修繕	14,040			
陸上競技場貴賓室空調機各種部品交換・修理	78,840			
県民体育館屋外階段手摺修理	23,760			
県民体育館トイレ洗浄リモコン修理(1F多目的トイレ)	8,640			
野球場用グラウンドレイキエンジン不良による交換・修理	318,600			
7月	県民体育館トレーニングルームインナーサイ・アウターサイマシン修理	86,400		
	県民体育館メインアリーナ観覧席手摺破損による修理	84,240		
	県民体育館油流量計経年劣化による交換	388,800		
	県民体育館第3・4研修室床修繕	43,200		
	おもしろ広場1号スライダー側板溶接剥がれによる修繕	71,280		
	陸上競技場マグサインFTデータケーブル破損による交換	12,312		
	屋外用バスケットゴールゴールアーム破損による交換	39,960		
	県民体育館給湯膨張タンク経年劣化による交換等	939,600		
	陸上競技場メインピストルストロボ基盤内部部品・放電管の劣化による交換	19,440		
県民体育館トレッドミル⑦キーパッド不良による修理	15,336			
8月	県民体育館エアロバイク調整期破損による修理	70,156		
	メインアリーナ・サブアリーナフロア損傷による修繕	64,800		
	テニスコート医務室空調受光アダプター不良による修理	36,720		
	公用車リアガラス、リアドア破損による修理	105,000		
	県民体育館中央監視盤リモートユニットバックアップ電池交換	38,880		
	県民体育館メインアリーナ天井一部破損による修理	172,800		
	県民体育館排煙窓オペレーター不良による修理	140,400		
	おもしろ広場水飲み水栓及び手洗い水栓不良による交換	91,800		
	おもしろ広場木製ベンチ腐食、劣化による亀裂の修繕	183,600		
	多目的広場水飲み水栓及び手洗い水栓不良による交換	26,352		
	テニスコート管理棟男子トイレ止水バルブ不良による交換	16,200		
9月	野球場グラウンド出入口扉鋼製建具劣化による修理	39,960		
	テニスコート・陸上競技場スピーカ不良による交換	42,120		
	スーパージェンジン始動不良による修理	18,694		
	テニスコート案内表示看板交換	15,660		
	県民体育館2階男子トイレ感知フラッシュ故障のための修理	172,800		
	親水広場給水管漏水のための修繕	345,600		
	県民体育館男子トイレピストンバルブ不良のための修理	10,260		
	おもしろ広場ベンチ・テーブル塗装・劣化防止保護塗装	313,200		
内線電話機移設修理	32,400			

布勢総合運動公園の指定管理者が実施した修繕の実績

(布勢総合運動公園)

(単位:円)

年度	月	修繕内容	実績額	
令和元年度	10月	陸上競技場メインピストルIC交換	14,364	
		県民体育館ペクトラルマシン フレーム亀裂修理	632,448	
		第3駐車場バリカー交換	79,200	
		県民体育館監視カメラモニター修理	73,370	
		県民体育館ダンベルラバー部分破損のため修理	66,275	
		野球場トラクターハードレイキのポイント交換	59,389	
		スーパージェン始動不良によるセルモーター取替	48,400	
		陸上競技場レッグプレス座部シート劣化による修繕	11,500	
	11月	メインアリーナ重量扉不具合による修繕	561,000	
		県民体育館NTT引込端子盤端子台絶縁不良による交換	60,500	
		県民体育館玄関扉フロアヒンジ不良による修繕	71,500	
		令和みどり広場付近給水管修繕	924,000	
		県民体育館チェアゴンドラ消耗品交換	471,900	
		補助競技場走路の膨れによる補修	99,000	
	12月	展望台階段手摺破損による修繕	297,000	
		法定12か月点検	16,500	
		陸上競技場全自動ピストル機器部品交換	70,070	
		陸上競技場写真判定装置カメラスイッチボードIC故障による交換	46,530	
		県民体育館トレーニング機器レザー破れによる張替え修理	9,000	
		県民体育館フラットベンチ2台シート劣化による修繕	26,000	
	1月	テニスコート監視カメラ用モニター修理	69,300	
		陸上競技場防風シャッター修繕	180,400	
		陸上競技場加圧給水ポンプフロースイッチ取り替え等	217,800	
		陸上競技場スプリンクラー吸込配管内面ライニング剥がれによる取り替え等	216,700	
		陸上競技場スプリンクラーポンプ内異物除去及び劣化による部品交換	313,500	
		クリッパー法定24ヶ月点検	29,230	
		体育館メインアリーナ東側扉ヒンジ故障による修理	192,500	
		体育館第3研修室ドアクローザーオイル漏れ等による修理	143,000	
		体育館男子トイレフラッシュバルブ劣化による取り替え	171,600	
		野球場トイレ漏水によるバルブ修繕	503,800	
		陸上競技場トイレ漏水によるバルブ修繕	174,900	
	2月	野球場内給水管漏水による修繕	42,680	
		ふれあい広場多目的トイレ錠前破損による修繕	13,849	
		体育館サブアリーナ誘導灯破損による取り替え	165,000	
		野球場漏水工事に係る芝生撤去・復旧	64,900	
		野球場漏水工事に係る掘削・埋め戻し・芝生養生	99,000	
		テニスコート非常放送用バッテリー故障による取り替え	198,000	
		陸上競技場パネルシャッター故障による修理	36,300	
		補助競技場男子トイレパッキン、接合部の劣化による修理	22,000	
		テニスコート男子トイレ感知フラッシュバルブ劣化による取り替え	80,300	
		体育館中央外階段タイルひび割れ等による修繕	715,000	
	3月	体育館ランニングマシン走行ベルト剥離による修理	66,000	
		体育館湧水ポンプ劣化による消耗品等の取り替え	198,000	
		体育館ラットプルダウン座部支柱内固定金具の劣化による取り替え	33,000	
		球技場非常用センサー移設工事	5,500	
		野球場グラウンドレイキ後輪タイヤ交換、ギアオイル交換	94,402	
		体育館ディーゼル発電設備潤滑油交換等	1,309,000	
		陸上競技場スプリンクラーバルブハンドル取り替え	12,650	
	体育館 授乳室	716,980		
	計 (R1年度)			18,192,320

布勢総合運動公園の指定管理者が実施した修繕の実績

(布勢総合運動公園)

(単位:円)

年度	月	修繕内容	実績額
令和2年度	4月	体育館正面玄関扉及びテニス場女子更衣室扉故障による修繕	225,500
		テニス場南側駐車場バリカー車両衝突での破損による修繕	92,400
		第1駐車場浄化槽点検口開閉防止用停め金具劣化による取り替え	363,000
		陸上競技場円盤シェル破損による交換	141,075
		野球場付近散水栓VP破損による漏水工事	299,970
	5月	多目的広場付近漏水VP破損による漏水工事	143,440
		駐車場車止交換修繕(第5駐車場)	92,400
		県民体育館冷却塔ストレーナー取替修理	91,300
	7月	多目的掲示装置映像装置 表示不具合箇所の修繕・微調整	87,450
		体育館メインアリーナ北入り口扉修繕	5,500
		おもしろ広場トイレ鍵取替	16,500
		メインピストルケーブルの劣化に伴う断線による修繕	5,852
		県民体育館トレーニングルーム機器レザ一部破れ修繕	14,000
		県民体育館受付手提げ金庫修理	2,200
		陸上競技場加圧給水ポンプ漏水による修繕	45,100
		9番・12番テニスコート人工芝摩耗・破れによる修繕(応急処置)	344,300
		野球場空調設備排水ドレンのつまり改善	22,000
		体育館監視カメラモニター4分割ユニット出力不良による修繕	193,930
	8月	陸上競技場トレーニングルーム機器フラットベンチ座部交換	13,000
		陸上競技場散水用スプリンクラーポンプ漏水による修繕	34,100
		県民体育館トレーニングルーム機器ルームランナー④、⑤修理	33,000
		県民体育館トレーニングルーム器具ラバーダンベル修理	36,300
		陸上競技場第4ゲートシャッター開閉不良による修理	8,800
		県民体育館トレーニングルーム機器レザ一部破れ修繕	12,500
	9月	テニス場非常警報設備スピーカの不良による修繕	15,950
		県民体育館誘導灯2箇所停電時の作動不良による修繕	19,800
		県民体育館トイレ感知フラッシュピストンバルブ修繕	85,800
		県民体育館移動観覧席ホイルチャンネル先端金具変形による修繕	290,400
		県民体育館男子トイレ手洗い排水管劣化による修繕	22,770
		法定24か月点検(日産モコ鳥取580い7075)	109,960
		法定12か月点検(日産クリッパー鳥取480こ7708)	14,300
		県民体育館トレーニングルーム機器走行ドライブベルト不良により修繕	136,730
	県民体育館トイレ感知フラッシュピストンバルブ修繕	85,800	
	1月	陸上競技場連発式スタート発信装置ケーブルの劣化による修繕	53,922
		桜の園女子トイレ洗浄管の劣化に伴う漏水による修繕	11,418
		屋外第2・4トイレ各男子トイレ大便器部品の劣化による修繕	14,278
		野球場女子トイレ手洗い場水栓破損による修繕	9,504
	2月	県民体育館直流電源装置一部作動不良による修繕	231,000
		陸上競技場製氷機バッキン及び接合部の劣化による修繕	19,800
		球技場給湯器凍結に伴う内部亀裂発生による修繕	119,900
		陸上競技場電気自動車バッテリー劣化による取り替え	297,000
		陸上競技場控室・貴賓室カーテンレール、カーテン等取り替え	248,589
		誘導灯交換修理(野球場観覧席)	138,600
	多目的掲示板装置修理(陸上競技場)	105,325	

布勢総合運動公園の指定管理者が実施した修繕の実績

(布勢総合運動公園)

(単位:円)

年度	月	修繕内容	実績額
令和2年度	3月	県民体育館第一研修室壁紙破れ等による修繕	378,542
		県民体育館サブアリーナ扉開閉不良による修繕	33,000
		公用車(モコ)カップリング劣化による修繕	65,230
		球技場倉庫屋根陥没等による修繕	269,500
		県民体育館トレーニング機器カーフプレス修繕	42,460
		県民体育館トレーニング機器クロスオーバーマシン修繕	104,720
		テニスコート横グレーチング劣化による取り替え	48,400
		陸上競技用機器保守点検による不具合発生機器の修繕	171,644
		県民体育館誘導灯保守点検により修繕が必要と診断された箇所の修繕	170,500
		県民体育館煙感知器保守点検により修繕が必要と診断された箇所の修繕	242,000
		県民体育館中央監視装置消耗品取替修理	67,100
		県民体育館スタンド空調機系統(AC-1B)ダンパ操作器取替修理	66,000
		県民体育館正面玄関扉開閉調整	146,080
		陸上競技場貴賓室空調機各部品劣化等による修繕	270,600
		県民体育館空調機AC-4ダンパー劣化による取り替え	237,600
		県民体育館メインアリーナパワーアンプ破損による修繕	361,900
		園内スピーカー不具合発生機器の取り替え	165,000
		陸上競技場ゲート防風被害による補強修繕	66,000
		野球場トラクターハードレイキポイント交換	59,389
		テニスコート周辺パーゴラ塗装劣化剥離による修繕	264,000
		県民体育館サブアリーナ屋根雨漏り修繕	616,000
		時計台前バリカー劣化による修繕	146,300
		陸上競技場大型映像装置雨漏り修繕	880,000
		中央広場点字ブロック劣化による補修	601,464
		陸上競技場多目的トイレ電気温水器故障による交換	112,000
		陸上競技場第1研修室 カーテン新設	280,390
計(R2年度)			10,220,282
令和3年度	4月	体育館自家発電設備冷却水ホール劣化による交換	484,000
		陸上競技場第1ゲート暴風被害での破損による修繕	107,800
		公用車(エブリイ)車検	17,721
		パソコン(リース物件)ハードディスク破損による修繕	33,000
	5月	体育館冷却水管配管破損による修繕	26,400
		体育館サブアリーナ避雷針避雷針破損による修繕	979,000
		体育館玄関タイル破損による修繕	49,500
		体育館空調機用ダンパー劣化に伴う取り換え	249,700
		体育館冷却塔給水配管破損による修繕	16,500
		受水槽ボールタップ劣化による取り換え	18,000
	6月	テニスコート人工芝剥がれ等による部分補修	385,000
		テニスコート周辺第1女子トイレロータンク給水設備の交換	22,990
		メインアリーナ壁破損のため修理	88,000
		不具合によるプリント基板交換	70,400
		電動ライン引機 破損した部品交換	113,718
		陸上競技場・輪転機修繕 破損した部品交換	33,220
	7月	多目的広場トイレ手洗い器給水管の交換	83,050
		自動扉外部側表示部蓋修理(陸上競技場周辺北側トイレ)	18,480
		中央監視装置用冷却ファン破損のため修理	6,600
		製氷機消耗部品の劣化による修繕	19,019
野球場電気室 照明盤1 L-1B配線ブレーカー破損のため取替修理		97,900	
県民体育館レッドミルキーパッド破損のため修理		28,270	
電動ライン引き機破損のため修理		112,673	
防球ネットキャスター不良により交換修理		18,040	
県民体育館扉修理(倉庫①、器具庫⑤)	176,000		
おもしろ広場付近階段タイル等補修工事			205,700

布勢総合運動公園の指定管理者が実施した修繕の実績

(布勢総合運動公園)

(単位:円)

年度	月	修繕内容	実績額	
令和3年度	8月	陸上競技場第2ゲート 強風でゲート接続部破損による修繕	99,000	
		野球場放送室エアコン プリント基板交換	55,000	
		飲食施設(TREES)地盤沈下による給水管の外れ補修	70,000	
	9月	県民体育館1階ロビー中央男子トイレ手洗い排水管路修理	27,060	
		野球場トラクターハードレイキポイント交換	59,389	
		布勢総合運動公園路内漏水(陸上競技場止水弁付近)	1,430,000	
		県民体育館第1研修室スライディングウォール ボルトの緩みを調整	33,000	
		第4駐車場(多目的G) マンホール交換	89,100	
		雨天練習場 板硝子交換	35,200	
		陸上競技場配線ダクト交換工事	660,000	
		陸上競技場テント一部劣化のため修繕	16,500	
		県民体育館 トイレ小便器光電センサー交換	171,600	
		10月	7月保守点検でC、D判定の遊具の修繕	426,602
			自転車パンク修理	3,080
	ショルダープレス、ペクトラル、アームカール修理		150,920	
	マルチアジャスタブルベンチ 油圧ダンパー交換		23,210	
	アクティブ10Ⅱタイミングベルト交換		26,400	
	ロープーリーケーブル部品交換		48,290	
	右リアコンビネーションバルブ交換		1,414	
	県民体育館 スプリンクラー主弁他修繕	220,000		
	11月	ホーンスピーカー取替修理(陸上競技場北側側壁)	98,450	
		県民体育館トレーニング室トレッドミルNo.3.4.修繕	134,200	
		県民体育館トレーニング室ロープーリー修繕	90,750	
		陸上競技場1階男子トイレ感知フラッシュ修理	59,400	
		体育館2階女子トイレ子供用小便器感知フラッシュ修理	85,800	
		県民体育館2階カーテンウォール部漏水修繕	39,600	
	12月	法定12か月点検(日産モコ鳥取580い7075)	20,350	
		親水広場埋設給水管漏水復旧工事	506,000	
	1月	陸上競技場 投てき用囲い支柱修繕	351,527	
		テニスコート流し台配管修理	14,300	
	2月	公用車車検(日産軽トラ) 法定24ヶ月車検	37,507	
		県民体育館煤煙濃度計故障により修理	462,000	
	3月	多目的広場 多目的トイレ自動扉コントローラーの故障により修理	610,500	
		内蔵式支柱用のバレーボールネットのワイヤーを巻取り式へ交換	26,400	
		野球場・事務室換気扇の取替工事	41,800	
		野球場・ピッチング場(1塁・3塁)シャッターのカギの取替工事	56,854	
		体育館南器具庫扉取替	22,440	
		陸上競技場自動火災報知設備受信機主音響装置取替修理	6,600	
		県民体育館自火報煙感知機取替修理	291,500	
		陸上競技場 制水弁漏水復旧工事	935,000	
		陸上競技場 散水栓漏水復旧工事	913,000	
		中央広場 散水栓漏水復旧工事	253,000	
		陸上専用機器 修繕工事	277,343	
		補助競技場及び投てき場入り口フェンスゲート修繕	176,000	
		陸上競技場 男子更衣室シャワー漏水工事	123,200	
		サッカーゴール修繕	33,000	
		多目的広場付近水路修繕工事	550,000	
テニスコート周辺第2トイレ 多目的トイレ洗浄管漏水工事		13,167		
計 (R3年度)			13,336,134	
令和4年度	4月	陸上競技場周辺漏水復旧後舗装工事	176,000	
		県民体育館屋外消火栓箱	440,000	
		県民体育館2階トイレ光電センサー修繕	85,800	
		テニスコート周辺第2トイレフラッシュバルブ修繕	85,800	
		県民体育館指示調節器修繕	105,600	
		野球場グラウンド入口扉ドアノブ修繕	70,400	
		公用車(エブリイ)12か月点検	17,116	

布勢総合運動公園の指定管理者が実施した修繕の実績

(布勢総合運動公園)

(単位:円)

年度	月	修繕内容	実績額
令和4年度	5月	野球場(2階通路)誘導灯バッテリー交換	13,200
		県民体育館(1階サブアリーナ前通路・3階機械室302前出入口)誘導灯バッテリー交換	44,000
		陸上競技場 中二階 誘導灯の交換 劣化によるパネル亀裂	143,000
		陸上競技場 正面バリカー 劣化による破損 溶接工事	44,000
		陸上競技場 スーパー エンジンオイル交換	38,720
		ソフトテニスネットワイヤー交換	15,180
	6月	県民体育館冷却塔給水ボールタップ取り換え	47,300
		陸上山縣選手記念プレート設置用壁修繕	275,000
		県民体育館トレーニングルーム機器ハイプリー レザー張替え	10,000
		県民体育館トレーニングルーム機器フラットベンチ レザー張替え	9,000
		陸上多目的掲示板修繕	244,200
		県民体育館メインアリーナ空調機ダンプ操作器取り換え修理	148,500
	7月	陸上山縣選手記念プレート設置工事	255,600
		県民体育館 自家発電期ファンベルト取替	50,600
		野球場スコアボード雨漏り修理(コーキング)	726,000
		野球場トラクター:ハードレイキプロ用 ディゼンプルポイント交換修理	59,389
		野球場グラウンド入口扉建具修繕工事	15,400
		野球場3塁側散水栓漏水復旧舗装工事	594,000
		野球場1塁側散水栓漏水復旧舗装工事	495,000
		県民体育館トレーニングルーム機器ペクトラル レザー張替え	12,000
		県民体育館R-1冷却水ポンプ破損修理	792,000
		県民体育館サブアリーナ空調機制御弁用コントロールモーター修理	61,600
	8月	多目的広場散水栓漏水復旧舗装工事	523,600
		ふれあい広場・遊具広場・球技場付近 漏水復旧修繕	232,595
		陸上競技場 高さ調整金具破損による修繕	77,715
		テニスコート 屋外用硬式テニスネット破損のため修理(2張)	47,850
		テニスコート 屋外用軟式テニスネット中心紐破損のため修理	15,180
		県民体育館 消防設備誘導灯及び信号装置 バッテリー交換	132,000
		県民体育館 消防設備非常灯バッテリー交換	55,000
		陸上競技場及び野球場 消防設備誘導灯バッテリー交換	71,500
		テニス場 スピーカー2台不良のため修理	72,600
		野球場 CD・MDデッキ不良のため修理	81,400
		陸上競技場 音声出力ミキサー不具合のため修理	33,550
		テニス場周辺 便所棟身障者トイレ自動ドア保守点検指摘箇所修理	161,040
	9月	おもしろ広場No.1タイヤブランコ上部回転金具破損のため修理	178,090
		県民体育館サブアリーナ屋上点検口修繕工事	38,500
		県民体育館研修室建具金物取替工事	53,900
		陸上競技場トレーニングルーム横花壇内 給水管漏水復旧工事	957,000
		飲食施設止水栓漏水復旧工事	385,000
		法定24か月点検(日産モコ鳥取580い7075)	34,070
		法定12ヶ月点検(日産クリッパー)	21,836
		県民体育館メインアリーナ大響ブザー修理(バスケットボール用器具)	24,200
		ふれあい広場給水管漏水復旧工事	462,000
		BARONESSグラウンドレーキ点検・整備	45,078
	2月	コートローラー点検・整備	11,539
		県民体育館スプリンクラーポンプ修繕	99,000
		野球場3塁側ブルペンシャッター修繕	303,600
3月	県民体育館誘導灯修理(年次点検指摘事項)	264,000	
	県民体育館自火報煙感知機取替修理(年次点検指摘事項)	77,000	
	ボール渡り上部スライド滑車破損	805,200	
	トイレ手洗器修繕 陸上競技場1階トイレ(3箇所)、県民体育館身障者用シャワー室(1箇所)	38,500	
	野球場誘導灯バッテリー交換修理(年次点検指摘事項)	13,200	
	陸上競技電子機器 部品交換	218,599	
	陸上競技用器具 部品交換・修繕(一般機器関係)	173,338	
計(R4年度)			10,782,085

※改正手続き中

○鳥取県都市公園条例

資料 1 2

昭和 54 年 10 月 20 日
鳥取県条例第 31 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、鳥取県が設置する都市公園（以下「都市公園」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 1 条の 2 この条例において「特定公園施設」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）第 2 条第 15 号に規定する特定公園施設をいう。

第 2 章 都市公園及び公園施設の設置基準

(都市公園の設置基準)

第 1 条の 3 都市公園は、県民が容易に利用することができるように配置するものとする。
2 都市公園の規模は、1 の市町村の区域を超える広域の利用に供するという目的に応じて機能を十分に発揮することができる敷地面積とする。

(公園施設の設置基準)

第 1 条の 4 法第 4 条第 1 項本文の条例で定める割合は、100 分の 2 とする。
2 法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、別表第 1 の左欄に掲げる建築物に限り、当該建築物の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める割合を超えないこととする。

(運動施設の設置基準)

第 1 条の 5 都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準)

第 1 条の 6 バリアフリー法第 13 条第 1 項の特定公園施設の設置に関する条例で定める基準は、別表第 2 のとおりとする。
2 前項の規定にかかわらず、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、別表第 2 の基準によらないことができる。

第 3 章 都市公園の管理

(管理の原則)

第 1 条の 7 都市公園の管理については、その有する多様な機能を最大限に発揮できるよう、それぞれの場所の特性に応じた効果的な管理運営方法により行うものとし、パーク P F I（法第 5 条の 2 から第 5 条の 9 までの規定により飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する制度をいう。以下同じ。）の積極的な活用等による多様な主体の参画を推進するものとする。

(行為の禁止)

第 2 条 都市公園においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) たき火をすること。

- (7) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (8) 知事が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (9) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で知事が定めるもの

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、別表第3に掲げる公園（以下「指定管理者管理公園」という。）ごとに、当該公園の施設設備の維持管理に関する業務その他指定管理者管理公園の管理に関する業務（次に掲げる業務を除く。）を行わせることができる。

(1) 法第5条第1項の許可を受けた部分に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関する業務のうち知事のみの特権（法の規定による公園管理者の特権を含む。）に属する業務

2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務のうち、法第6条第1項又は第3項の規定に基づく許可は、その対象となる物件が法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物（当該指定管理者が指定管理を行う指定管理者管理公園の設置目的に適合するものであつて、定型的なものに限る。）に係るものとする。

3 知事は、第1項の規定により指定管理を行わせている指定管理者管理公園に、次に掲げるものに該当することとなる公園施設が設置されており、又は設置されようとするときは、第1項の規定にかかわらず、当該公園施設（以下「指定管理者管理公園施設」という。）について、当該指定管理者管理公園の指定管理者とは別に指定管理者を指定（以下「追加指定」という。）して、施設設備の維持管理に関する業務その他当該指定管理者管理公園施設の管理に関する業務（第1項各号に掲げる業務を除く。）を行わせることができる。

(1) 法第5条第1項の許可が失効し、又は取り消されるもの

(2) 新たに設置し、又は取得することとなるもの（法第5条第1項の許可を受けたものを除く。）

第4条 削除

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条第1項に規定する業務を行う期間は、同項に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間（パークPFIによる民間事業者の公募と併せて指定管理者の公募を行う指定管理者管理公園にあつては、効果的なパークPFIの実施に必要な期間として知事が定める期間）とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

2 第3条第3項の規定により追加指定された指定管理者が当該追加指定に係る業務を行う期間は、前項の規定にかかわらず、指定管理者管理公園施設ごとに規則で定める日から当該指定管理者管理公園施設が設置されている指定管理者管理公園に係る指定管理者が業務を行う期間が満了するまでの間とする。

(指定管理者管理公園の利用時間及び休園日)

第6条 指定管理者管理公園（追加指定の場合にあつては、指定管理者管理公園施設とする。以下同じ。）の利用時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 指定管理者管理公園の休園日（追加指定の場合にあつては、指定管理者管理公園施設の利用を休止する日とする。）は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(行為の制限)

(行為の制限)

第7条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売その他の営業を行うこと。

(2) 物品を頒布すること。

(3) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。

(4) 集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

- 2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事（指定管理者管理公園にあっては、指定管理者）の許可を受けなければならない。
- 3 知事（指定管理者管理公園にあっては、指定管理者）は、前2項の許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の許可をしないことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 都市公園を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- 4 知事（指定管理者管理公園にあっては、指定管理者）は、第1項及び第2項の許可に、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

（有料公園施設の利用の許可）

- 第8条 指定管理者管理公園の施設のうち、利用に当たって当該施設の利用に係る料金を徴収する施設（以下「有料公園施設」という。）は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。
- 2 有料公園施設を利用しようとする者（指定管理者が知事の承認を得て一般利用に係る許可を要しないこととした施設を一般利用の方法で使用する場合を除く。）又は指定管理者が知事の承認を得て別に定める設備若しくは器具を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
 - 3 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 有料公園施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、有料公園施設の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。
 - 4 指定管理者は、指定管理者管理公園の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

（許可の特例）

- 第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第2項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第7条第1項又は第2項の許可を受けることを要しない。

（措置命令等）

- 第10条 知事（指定管理者管理公園にあっては、指定管理者）は、都市公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、都市公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。
- 2 知事（指定管理者管理公園にあっては、指定管理者）は、この条例の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、都市公園への入園を拒み、又は都市公園からの退去を命ずることができる。
 - 3 指定管理者は、法に規定する知事の許可を受けて指定管理者管理公園を利用する者が第1項の命令に従わないときは、知事に当該許可の取消しその他の処分を求めることができる。

（利用許可の取消し）

- 第11条 指定管理者は、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。
- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
 - (2) 前条第1項又は第2項の命令に従わないとき。
 - (3) 利用許可の条件に違反したとき。
 - (4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者管理公園の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

（公園施設の設置等の許可の申請書の記載事項）

- 第12条 法第5条第1項及び法第6条第2項の条例で定める事項は、別表第4のとおりとする。

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第13条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市公園の占用をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占用物件」という。）の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用をする者が当該占用の目的に付随して行うもの

(使用料)

第14条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可（知事の許可に限る。）を受けた者（法第9条の規定により知事と協議が成立した者を含む。）又は第7条第1項若しくは第2項の許可（知事の許可に限る。）を受けた者に対しては、規則で定めるところにより、別表第5に定める額の使用料を徴収する。

- 2 知事は、公益上その他特別の理由により必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。
- 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、法第27条第2項又は第17条第2項の規定により許可を取り消したときその他規則で定めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用料金)

第15条 法第6条第1項若しくは第3項の許可（知事の許可を除く。）に係る都市公園の占用、第7条第1項若しくは第2項の許可（知事の許可を除く。）に係る行為又は有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。
- 3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(監督処分)

第17条 知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項若しくは第2項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
 - (2) 第7条第4項の条件に違反したとき。
 - (3) 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。
 - (4) 第10条第1項又は第2項の命令に従わないとき。
 - (5) 第10条第3項の規定により指定管理者から許可の取消しその他の処分を求められたとき。
- 2 知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第7条第1項若しくは第2項の許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をすることができる。
- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
 - (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第18条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物等（法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下同じ。）の名称又は種類並びに形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第19条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日以後同日から起算して14日を経過する日までの間、規則で定める場所に掲示すること。
 - (2) 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについて、同号の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項を鳥取県公報に登載すること。
- 2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。

(工作物等の価額の評価の方法)

第20条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数及び損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第21条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(届出)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者がその命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 第10条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を知事から命ぜられた者がその命ぜられた措置を完了したとき。

第4章 雑則

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第23条 第12条から第14条まで及び第18条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について準用する。

(規則への委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、都市公園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第2条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第7条第1項又は第2項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第10条第1項又は第2項の規定による知事又は指定管理者の命令に違反した者

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の過料を科する。

第27条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年条例第 22 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和 57 年規則第 42 号で昭和 57 年 8 月 1 日から施行）

附 則（昭和 59 年条例第 10 号）

この条例中別表第 4 の改正規定のうち鳥取県立東郷湖羽合臨海公園に関する部分は昭和 59 年 4 月 1 日から、その他の改正規定は規則で定める日から施行する。

（昭和 59 年規則第 43 号で別表第 1 の改正規定のうち鳥取県立布勢総合運動公園の野球場に関する部分及び別表第 4 の改正規定のうち鳥取県立布勢総合運動公園の野球場に関する部分は昭和 59 年 5 月 3 日、第 3 条の 2 第 1 項の改正規定、別表第 1 の改正規定のうち鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場、第 1 補助競技場及び第 2 補助競技場に関する部分並びに別表第 4 の改正規定のうち鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場、第 1 補助競技場及び第 2 補助競技場に関する部分は昭和 59 年 5 月 25 日から施行）

附 則（昭和 61 年条例第 24 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年条例第 11 号）

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年条例第 16 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年条例第 14 号）

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年条例第 23 号）

この条例は、平成 2 年 10 月 7 日から施行する。

附 則（平成 5 年条例第 6 号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年条例第 9 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第 4 の 1 の 2 の改正規定及び同表の 1 の備考の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成 7 年規則第 37 号で平成 7 年 4 月 14 日から施行）

附 則（平成 7 年条例第 15 号）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 14 条及び別表第 3 の改正規定並びに次項の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 7 年規則第 38 号で平成 7 年 4 月 1 日から施行。ただし、次の各号に掲げる規定の施行期日は、それぞれ当該各号に定める日とする。）

1 別表第 4 の 1 の備考 2 の改正規定中「若しくは第 1 補助競技場」を「、第 1 補助競技場若しくはテニスコート」に改める部分 平成 7 年 4 月 14 日

2 第 11 条の改正規定及び別表第 4 の次に 1 表を加える改正規定中鳥取県立米子駅前だんだん広場に関する部分 平成 7 年 4 月 20 日

3 別表第 1 の改正規定、別表第 4 の 1 の 1 の表の改正規定及び別表第 4 の 1 の備考 2 の改正規定中鳥取県立布勢総合運動公園の鳥取県民体育館に関する部分 平成 7 年 5 月 13 日

4 第 8 条の改正規定及び別表第 1 の改正規定中鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園に関する部分 平成 7 年 7 月 29 日

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年条例第 12 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条中第 17 条の改正規定及び次項の規定は公布の日から起算して 20 日を経過した日から、第 20 条の規定は同年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年条例第 11 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年条例第 9 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年条例第 11 号）抄

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 33 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 39 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 49 号）

この条例は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 36 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 4 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 63 号）

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 109 号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成 16 年 12 月 17 日）

附 則（平成 16 年条例第 79 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の 2 並びに別表第 1 及び別表第 4 の改正については、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 43 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 80 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の鳥取県都市公園条例（以下「新条例」という。）第 3 条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の前日に改正前の鳥取県都市公園条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年条例第 53 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせることとした同項に規定する指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年条例第 74 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年条例第 3 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 62 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 13 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年条例第 12 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
(平 31 条例 22・一部改正)

附 則(平成 31 年条例第 22 号)

この条例は、元号を改める政令(平成 31 年政令第 143 号)の施行の日から施行する。
(施行の日=令和元年 5 月 1 日)

附 則(令和 2 年条例第 60 号)

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年条例第 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(準備行為)
- 2 改正後の鳥取県都市公園条例(以下「新条例」という。)第 3 条第 1 項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。
(経過措置)
- 3 施行日前に改正前の鳥取県都市公園条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

別表第1（第1条の4関係）

区分	割合
1 次に掲げる公園施設である建築物 (1) 法第2条第2項第3号に規定する休養施設 (2) 法第2条第2項第5号に規定する運動施設 (3) 法第2条第2項第6号に規定する教養施設 (4) 災害応急対策に必要な食糧、医薬品その他の物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設又は延焼防止のための散水施設 (5) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場及び壁を有しない休憩所	100分の10
2 3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物（1の項に規定する建築物を除く。）	100分の2

別表第2（第1条の6関係）

1 園路及び広場

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互の間隔のうち1以上は90センチメートル以上とすること。
- ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- エ 車いす使用者が通過する際支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープ（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。
- (2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、120センチメートル以上とすることができる。
- イ 車いす使用者が通過する際支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。
- ウ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- エ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
- オ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合すること。
- ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- ウ 階段の上端及び下端に近接する部分には、視覚障がい者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。
- エ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- オ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- カ 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
- キ 両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (4) 階段を設ける場合は、スロープを併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりスロープを設けることが困難な場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機で高齢者、障がい者等の円滑な利用に適したものをもってこれに代えることができる。

- (5) 階段若しくは段に代え、又はこれに併設するスロープは、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
 - イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
 - ウ 横断勾配は、設けないこと。
 - エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - オ 高さが75センチメートルを超えるスロープにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。
 - カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - キ スロープの上端及び下端に近接する部分には、視覚障がい者に対し傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロックを敷設すること。
 - ク 両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
 - (6) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック及び線状ブロック（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）を適切に組み合わせて床面に敷設したもののその他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
 - (7) 2の項から6の項までに定める基準に適合した特定公園施設及び主要な公園施設に接続していること。
 - (8) (1)から(7)までに定めるもののほか、鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）第19条の規定に適合するものであること。
- ## 2 屋根付広場
- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
 - イ 車いす使用者が通過する際支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。
 - (2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- ## 3 休憩所及び管理事務所
- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
 - イ 車いす使用者が通過する際支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。
 - ウ 戸を設ける場合は、当該戸の幅は80センチメートル以上とし、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとすること。
 - (2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
 - (3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
 - (4) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は5の項に定める基準に適合するものであること。
- ## 4 駐車場
- (1) 専ら自動二輪車（側車付きのものを除く。）のための駐車場を除き、駐車場の全駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること。
 - (2) 車いす使用者用駐車施設は、幅は350センチメートル以上とし、当該施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。
- ## 5 便所
- (1) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - (2) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。

ウ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けていることを表示する標識を設けていること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸の幅は80センチメートル以上とし、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとすること。

(3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保していること。

(4) 1以上の洗面器又は手洗器に、レバー式、光感知式その他高齢者、障がい者等が容易に使用できる方式の水栓（以下「特定水栓」という。）を設けること。

(5) ベビーチェアその他の乳幼児を安全に待機させることができる設備を設けた便房を1以上設けるとともに、当該便房の出入口にその旨を表示する標識を設けること。

(6) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した次に掲げる基準に適合した構造を有する便房を1以上設けること。

ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ウ) 当該便房が高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設けること。

(エ) 戸を設ける場合は、当該戸の幅は80センチメートル以上とし、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとすること。

イ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保していること。

ウ 腰掛便座及び手すりを設けること。

エ くつべら式、光感知式その他車いす使用者が容易に使用できる方式の大便秘器洗浄装置を設けること。

オ 洗面器又は手洗器に特定水栓を設けること。

(7) 男子用小便器を設ける場合は、床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器には手すりを設けること。

(8) (1)から(7)までに定めるもののほか、鳥取県福祉のまちづくり条例第17条の規定に適合するものであること。

6 水飲場及び手洗場

(1) 車いす使用者が接近できるよう、奥行き150センチメートル以上、幅150センチメートル以上の水平部分を設けること。

(2) 水栓までの高さは80センチメートル以下とし、下部に高さ65センチメートル以上奥行き45センチメートル以上のスペースを確保すること。

(3) 特定水栓を設けること。

7 掲示板及び標識

(1) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) 表示された内容が容易に識別できるものであること。

(3) 園路又は広場の出入口の付近には、1の項から6の項までに定める基準に適合した特定公園施設の配置を表示した標識を設けること。

別表第3（第3条関係）

（昭59条例10・全改、平2条例23・平6条例9・平7条例15・平10条例9・平12条例133・平15条例36・平16条例79・平17条例80・一部改正、平24条例62・旧別表第1繰下）

1 鳥取県立布勢総合運動公園

2 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）

3 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）

4 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）

別表第4（第12条関係）

区分	申請者の記載事項
法第5条第1項の条 公園施設を設けようとする場合 例で定める事項	1 設置の目的 2 設置の期間 3 設置の場所 4 公園施設の構造 5 公園施設の外観 6 公園施設の管理の方法 7 工事の実施方法

		8 工事の着手及び完了の時期 9 都市公園の復旧方法 10 その他参考となるべき事項
	公園施設を管理しようとする場合	1 公園施設の種類及び場所 2 管理の目的 3 管理の期間 4 管理の方法 5 その他参考となるべき事項
	許可を受けた事項を変更しようとする場合	当該変更に係る事項
法第6条第2項の条例で定める事項		1 占用物件の外観 2 占用物件の管理の方法 3 工事の実施方法 4 工事の着手及び完了の時期 5 都市公園の復旧方法 6 その他参考となるべき事項

別表第5 (第14条関係)

区分		単位	使用料		
			金額		
			非課税とされる公園施設の設置等	非課税とされる公園施設の設置等以外の設置等	
法第5条第1項の許可	公園施設の設置	1平方メートルにつき1年	1,050円	1,155円	
	公園施設の管理	通勤等のための駐車場として管理する場合	使用の許可を受ける者の受益の程度、近傍類似の土地の賃貸料等を勘案して知事が別に定める額		
		その他の場合	1平方メートルにつき1月	1,380円	
法第6条第1項又は第3項の許可	電柱又は電柱の支線若しくは支柱	1本につき1年	1,500円	1,650円	
	送電塔	1平方メートルにつき1年	900円	990円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6円	7円	
	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	75円	82円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートルにつき1年	110円	121円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートルにつき1年	150円	165円
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートルにつき1年	300円	330円
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	760円	836円
		外径が1メートル以上のもの	1メートルにつき1年	1,370円	1,507円
		ハンドホール又はマンホール	1個につき1年	3,370円	3,707円
郵便差出箱又は信書便差出箱	1個につき1年	460円	506円		

	公衆電話所	1 個につき 1 年	1,500 円	1,650 円
	集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1 平方メートルにつき 1 日	3 円	4 円
	標識	1 本につき 1 年	1,500 円	1,650 円
	その他のもの	1 平方メートルにつき 1 年	1,050 円	1,155 円
		1 平方メートルにつき 1 日	3 円	4 円
第 7 条第 1 項又は第 2 項の許可	物品の販売その他の営業	1 人につき 1 日		410 円
	集会、展示会その他これらに類する催し	1 平方メートルにつき 1 日		4 円

備考

- 「非課税とされる公園施設の設置等」とは、法第 5 条第 1 項の許可に係る公園施設の設置及び法第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可に係る都市公園の占用のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項の規定により非課税とされるものをいう。
- 公園施設の設置若しくは管理の面積若しくは占有面積若しくは占有物件の長さが 1 平方メートル未満若しくは 1 メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに 1 平方メートル未満若しくは 1 メートル未満の端数があるときは、それぞれ 1 平方メートル又は 1 メートルとして計算するものとする。
- 公園施設の設置の期間若しくは使用料の額が年額で定められているものの占有の期間が 1 年未満であるとき、又はこれらの期間に 1 年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1 月未満の端数があるときは 1 月として計算し、公園施設の管理の期間が 1 月未満であるとき、又はその期間に 1 月未満の端数があるときは 1 月として計算するものとする。
- 一件の使用料の額が 100 円未満である場合における当該使用料の額は、100 円とするものとする。